

第百七十四回
国会

参議院厚生労働委員会会議録第十号

平成二十二年三月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

辞任

西島 英利君
小池 晃君

補欠選任

丸山 和也君
仁比 聡平君

出席者は左のとおり。

委員長

柳田 稔君

理事

柳田 稔君

委員

小林 正夫君
津田弥太郎君
森 ゆうこ君
衛藤 晟一君
山本 博司君
足立 信也君
家西 悟君
梅村 聡君
島田智哉子君
下田 敦子君
辻 泰弘君
長浜 博行君
森田 高君
石井 準一君
石井 みどり君
岸 宏一君
伊達 忠一君
中村 博彦君
西島 英利君
南野知恵子君
丸川 珠代君
丸山 和也君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

木庭健太郎君
小池 晃君
仁比 聡平君
近藤 正道君
長妻 昭君
細川 律夫君
長浜 博行君
山井 和則君
足立 信也君
松田 茂敬君
金子 順一君
森山 寛君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田稔君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚

生労働省職業安定局長森山寛君外一名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会・国民新・日本、辻泰弘でございます。

今日は、雇用保険法等改正につきまして、一時間、御質問をさせていただきます。

実は、本委員会での御質問は二年九か月ぶりでございます。昨年は委員長をさせていただいたんですけれども、その前は財政金融委員会におきまして道路財源やら日銀総裁を追っかけた関係で、そんなことで実は参議院選挙の前に質問をしたのが最後でございます。今日は二年九か月ぶりでございますので、新人のような新たな気持ちで、かつ、ゆめゆめ大事なお名前を間違えないように御質問をさせていただきます。と、このように思っております。

そして、まず、六か月強がたちましたけれども、この政権交代の後、長妻大臣を先頭に、本当に短期間の予算編成を含めて、いろいろと試行錯誤はあったと思いますけれども、国民の生活、暮らしの安定、向上に向けて力一杯御奮闘された長妻大臣以下、副大臣、政務官の皆さん方には本当に心から敬意を表しているところでございまして、今後とも御奮闘いただきますようにまず御期待を、またお願いを申し上げておきたいと思っ

おります。

それで、まず、本題に入ります前に一つお聞かせいただきたいと思っております。それは、さきの予算委員会でも、締めくくり総括のときに通告をしておきながらちよっと聞けず大臣にも申し訳なかつたこともございますし、実は今日の新聞で拝見いたしますと、行政刷新会議で検討されていくということになるような流れもあるやに聞いておりますので、厚生労働大臣としてのお考えを聞いておきたいと思っておりますけれども。

それは、財務大臣が予算委員会において、医療費の財源に関して、混合診療の問題とかいろいろ議論がまだ日本の中では出ておりません、すべてを社会保険と税で賄うのか、それとも一部は個人の負担で賄うのか、二十三年以降の予算の中で議論しなければならぬと、このようにおっしゃったことがございました。また、昨年の六月の財政制度等審議会では、外来診療の医療費について、受診一回ごとに五百円、千円など、一定額を自己負担とするいわゆる保険免責制度の導入が課題とされていたことがございます。

そこで、財務大臣の発言から見ると、少しその辺が財務省マターとしては検討される可能性というか危険性というか、そんなものを感じるもので、厚生労働大臣としていわゆる混合診療、現実には、保険外併用療養費制度ということで混合診療は一定の中で認められているわけですが、でも、それを全面解禁しよう、こういう話になるわけですが、そのことと保険免責制度の導入についてどのようにお考えであるか、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今、混合診療について御質問がございました。私自身は混合診療を直ちに全面解禁するというのは、これは慎重な議論が必要だというふうに考えております。

今も、御指摘いただきましたけれども、いわゆる混合診療としては実施をしております、数にすると、先進医療で百四、高度医療で十七、合計百二十一についてはある意味では混合医療が認められているというようなことになっているわけでありまして、一定のルールで認めているということになります。これは保険外の負担を求めることが一般化するおそれがあるんじゃないかと、あるいは科学的根拠のない特殊な医療がかなり増えるんじゃないのか、いろいろな検討が必要になるということでもあります。

そしてもう一点、今言われたのは保険免責制度のことだと思えますけれども、自己負担が三割とか一割とか今は決まっておりますけれども、この保険免責制度を入ると、必ず一回の治療では基本料金的なものがあるに上乗せするという考え方だと思えますけれども、これについて今の段階で導入するという考えはございませんで、法律にも、将来にわたり例えば百分の七十を維持するという自己負担の法律の条項というのがありますので、これについては今時点では私としては考えていないということでもあります。

○辻泰弘君 安心しましたけれども、実は六年ぐらい前にもこの混合診療についてはいろいろ議論をさせていただいて、当時大臣であられた方も就任早々、個人的に言えば大きく混合診療を進めるということについては賛成でありますというようなことをおっしゃったことがあって、ここで議論をさせていただいて、その方がこの間の予算委員会でも反対だということをおっしゃって安心したわけでございますけれども。

いずれにいたしましても、これは実は誤解が多くて、現状においてもかつての特定療養費、今の保険外併用療養費という形で原則規制ということになるわけですが、そういった形で認められているということでございます、いろいろな要望があるけど結局そこに帰着するという部分があると思います。もちろん弾力的にしなきゃいか

ぬ部分はあるので改良は必要ですけれども、しかし基本的にはやっぱり原則規制でいいかというのではないだろうと。

そのことの意味は、やはり有効性、安全性というものが守られていないものを庶民が医療現場で高い金を出して買うということにもなる。そこには実は産業という角度を持てば確かに産業になると思うんですが、かなりそこで医薬品まがいあるいは食品まがいのもの、やはり医者から言われたら買うということになるわけですから、それは実は大きな産業になり得るわけですが、しかし私は、今言われている医療や福祉を産業化の対象とするというところは、大きくはありますけど、混合診療の部分としてはいいけないと、このように思っております。また、これは別のときに議論したいと思えます。

今日の課題である雇用、労働、安全、衛生、生命、医療、こういった人間の存在の基本にかかわる領域における規制というものはいわゆる社会的規制であって、それを単純に緩和することによって幸せになるものじゃないと、このように私はかねてより言っておるわけですが、そのことにつきましても今後とも留意をしていただいて、今後刷新会議などで議論が出てくるのかもしれないが、どうかその点についてはしっかりと御対応いただきたいと、このことを御要請を申し上げておきたいと思えます。

では、本題の雇用保険法等の改正案の方に入らせていただきたいと思いますけれども、まず今回の改正において六か月見込みというものを三十一日見込みということに改正されるわけですが、実は昨年改正があったわけでございます。昨年の二十一年の三月三十一日施行の改正法案では、雇用保険の適用基準が一年以上雇用見込みを六か月以上雇用見込みに緩和して適用範囲を拡大したというところをやったわけでございますけれども、この結果が一年たつてどうなったかと。一年ですから十分まだ検証できない部分があるのはやむを得ないと思っておりますけれども、この部

分、何か一つの方向性なりいい兆しが見えているならば教えていただきたいと思えます。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、二十一年改正に併せまして雇用保険の適用基準を一年以上雇用見込みから六か月以上雇用見込みに緩和したことに伴いまして、六か月以上一年未満の雇用見込みの労働者が新たにこの適用対象になったわけでございます。

この適用拡大によりまして具体的にどの程度雇用保険被保険者数が増加したかは把握をできませんが、過去の雇用者数と被保険者数の関係に基づきまして、適用拡大を行わなかった場合に平成二十一年度以降の被保険者数がどのように推移するか、これを推計をいたしましたところ、実際の被保険者数の方が推計値よりも約七十万から八十万人多くなったところでございます。

○辻泰弘君 我々は三十一日以上ということで申し上げていたわけですが、六か月にしているだけでもそれだけ前進があったということだと思えますので、今回の法案の結果がまた良い方向で進むことを期待をさせていただきたいと思っております。

次に、今回の、三十一日以上ということになるわけですが、これについては昨年の国会などで、そういう三十一日以上の雇用見込みとする、適用されても給付に繋がらず掛け捨てになるのではないかと、こういったトーン指摘が当時の私にもなされていたわけですが、これは私の間違っていると思っておりますけれども、このことについて、やはり政府としての見解をお示しいただきたいと思えます。

○国務大臣(長妻昭君) 今の御質問でございますけれども、これは基本的には、例えば特定受給資格者及び特定理由離職者については、離職の日の以前一年間に被保険者期間が通算して六か月以上ということでありまして、これ、過去一年間に六か月以上被保険者期間が必要だということでありまして、この六か月というのは通算であり

ますので、例えば、二か月、二か月、二か月、一年の間に働いておられるということは六か月というふうになさるわけでございますので、そういう形で通算をさせていただくというような措置をとっているところであります。

この六か月という被保険者の期間をもっと短くするという御指摘もいただいているところでありますけれども、そうなることや給付と負担というような関係についてもいろいろ問題が出てくるということ、これは通算できるということ、今後ともきちっとアピールをしていきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 ちょうど一年前のこの場におきましては、政府の答弁として、保険料だけ負担をして給付が受けられない、そのようなケースが多数発生する可能性があると、問題点を含んでいると、こういう御答弁があったんですけど、一年たつて、このことがむしろそうじゃないんだということとで答弁があったということ、私どもの昨年のからの思いが貫徹されているわけですが、やはり政権交代の妙と、このように思う次第でございます。

さて次に、今回の法案におきまして適用基準が法定化されたということがあるわけでございます。このこと自体は大変結構なこと、本来あるべき姿だと思いますし、今までそうでなかったのがなぜかということにもなるんですけども、ただ、今まで雇用保険の適用基準が業務取扱要領に規定されていたと、こういうことだったわけでございます。

そこで、確認的な意味で聞かせていただきたいんですけども、従来、適用基準が業務取扱要領で規定された理由、そしてまた今次法定化の意義について御説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣(長妻昭君) 確かに従来は、いろいろな要件の緩和をさせていただいたときに、六か月以上などについても業務取扱要領というふうなところで規定をしていたと、今までは就業の実態に即したものとすることが求められていると、様々な

ケースに対応するためにと、そういうような話でございましてけれども、今回については、これ、国会でも法律で定めた方がいいという御指摘を何度もいただいておりますので、法律できちっと三十一日以上雇用見込み、あるいは週所定労働時間二十時間以上というのでも法律で規定するというようにさせていただきます。

○辻泰弘君 同時に、確認的な意味でお伺いをしておきたいと思いますが、受給資格要件が六か月ということになっているわけではございません。もちろん、やはり一定の、保険でございまして一定の基準といえますか、どんな保険でも一定の要件が必要だと思っておりますので、そのことは私は異を唱えるものではございませんし、一つの考え方では賛意を表しておりますけれども、ただ確認的に、受給要件が六か月になっているというその六か月の根拠、このことについて御説明をいただきたいと思っております。

○副大臣(細川律夫君) これは給付についての要件でございまして、保険財政におきます給付とそれから保険料のバランスといえますか、それを考慮して六か月と、こういうふうになっているわけではございません。

これにつきましては、保険料の負担者であります労働者、そして使用者、それぞれの代表の方が構成しております労働審判におきましても六か月というところで、据え置くということに御判断をいただきたいと思っております。

○辻泰弘君 同時に、確認的に聞きましておきたいと思うんですが、週所定労働時間において適用除外とする対象が二十時間というふうになっているわけではございません。一週間の所定労働時間が二十時間以上あることが必要であると、こういうことになっているわけではございません、この二十時間の根拠、これも一定の当然ルールが必要でございまして、なぜ二十時間かというそのことについての根拠を御説明いただきたいと思っております。

○副大臣(細川律夫君) これにつきましても、そもそも雇用保険制度というものは、自らの労働により賃金で生活を維持している労働者、その労働者が失業したときに必要な給付を行い、求職活動を支援するというものでございまして、そこで、所定時間が二十時間を満たない労働者につきましても、フルタイムで働く四十時間に満たないようなそういう方ではございまして、そもそもこの雇用保険制度の趣旨に照らしますと雇用保険の被保険者にするには適当ではないと、こういう判断になっているところでございまして、この点につきましても、労働審判におきまして、これまでどおりの二十時間以上ということ、今度の三十一日以上と加えまして、労働審判でも、二十時間以下は適用しないと、こういうことに労使の合意がされたところでございまして、

○辻泰弘君 六か月以上雇用見込みから三十一日以上雇用見込みということになるこの改正が大きな成果を生むことを期待して、この項目については区切りをしたいと思っております。

次に、雇用保険に未加入とされた者に対する週及適用期間の改善と、こういったポイントもあるわけではございませんけれども、事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされた者のうち事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については現行二年を超えて週及適用すると、こういう新しい機軸を打ち出しておられて、賛意を表する次第でございまして、ただ、ここで確認をしたいと思っておりますことは、これまで確認された日からの週及適用期間が二年とされてきたということですが、二年というのはほかの保険とも連動があるのかもしれませんが、その二年の何ゆえかということの理由、経緯を御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。雇用保険の週及適用につきましましては、現行、その被保険者となったことの確認があった日から二年間を週及して適用するというようにしてきてきたところでございまして、

その理由でございまして、第一には、余りに長期間さかのぼると、被保険者であったことあるはその賃金支払の状況、こういうものを把握することが困難であること、それから第二に、二年間週及すれば基本的には受給資格が得られること、それから第三には、保険料を徴収する権利につきましましては二年間で消滅してしまうこと、こういう理由でございまして、

○辻泰弘君 把握が困難というのは後の議論にもなるんですが、本日は把握すべきだったというふうにも思いますし、二十年までは給付日数が増えるわけですから、そういった意味では把握しておく意味があるはずだと思っておりますけれども、ひとつそこは今の考え方のところで理解をさせていただきたいと思っております。

それで、もう一点確認したいと思っておりますことは、今回の改善のための一つの手段として、事業主から雇用保険料を控除していたことが給与明細等の書類により確認された者については二年を超えて週及ということになっているわけですが、この事業主から雇用保険料を控除されたかどうかの確認をする、証明する方法、書類の種類、このことについて御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(森山寛君) 今先生御指摘のように、今般の改正法案では、労働者の方の給与から雇用保険料が天引きされていた、こういうことが確認された場合には、現行制度上週及できる期間である二年を超えて週及して適用できるというふうにするわけではございません。

その際の具体的な確認書類でございましてけれども、給与明細、賃金台帳、それから源泉徴収票などを想定しておりますけれども、今後、労働政策審議会にお諮りした上で厚生労働省令により定めたいというふうにご考えておるところでございまして、

○辻泰弘君 先ほどの答弁にもかかわることなんですけれども、私は前に、予算委員会で大臣にもちよつと申し上げたことがありましたけれども、

あれ、一年ちょっと前に私も実は初めて知って不勉強を恥じたんでございましてけれども、雇用保険の保険料納付といえますかその記録はほかとは違って、実は公的な記録というものは全くないという状況なわけではございません。労働保険の保険料の徴収法では天引きが、賃金からの控除が認められているにもかかわらず、そのことについての記録がどこにもない、なくていいシステムになっているというところになるわけではございません。

それで、どういうシステムかということ、届出とすること非常に重きを置くということになっているわけですね。それは届出も大事なんですけれども、届出がなされていなかったら保険料が納付されていたとしても給付に反映されないと、こういうシステムになっている。逆に、保険料納付がなくても届出さえされていれば給付に反映されると、こういうふうなことになるわけではございません。

戦後の昭和二十年代から出発した制度だと思っておりますので、そして今の時点で定規を当てるということはこれはやはりなかなか無理があるんで、それはよく分かるんですけれども、しかし、今日の見れば、保険料納付の事実と連動すべき保険であるべきだと私は思っておりますけれども、それが届出事実と連動するということが中心になっている保険というのは、やっぱり根本的に、今日の目に見れば変えていかなければならないと、このように思うわけではございません、その点についての御認識いかがでしょうか。

○副大臣(細川律夫君) この点につきましては、保険料の納付というのが受給資格に連動してないわけですね。それは、保険料を事業主が支払うと、こういうことになっておりまして、事業主が保険料を払わないと、そうしますと結局受給資格がないと。こういうことになりますと、労働者の方では天引きをされていても、しかし払っていないということになれば労働者が大変不利益を被るわけではございませんから、したがって、そういう意味では保険料の納付というところと連動させない

と。だから、資格さえあればもらえるようなことで労働者を保護すると、こういう形でこの仕組みをつくっているわけでございます。

したがって、今回、そういう意味では、さかのぼってもらえるような形にするのは、実際に保険料を払っているということが証明される場合はさかのぼるということで救済をしていくと、こういうことにしたわけでございます。

○辻泰弘君 政権取って半年でございますので、それ以前の制度について細川副大臣が責任を持たれることではないわけなんですけれども。

もう一点通告しておりますので、同じようなことになりすけれども聞かせていただきますが、今お話しのように、やはり個人の保険料納付記録が、労災の方は事業主負担ですからそれはそれでいいわけですが、天引き後労働保険の徴収法で規定している個人の保険料の記録が公的に管理されていなかったという、その理由と経緯、このことについて御説明いただきたいと思っております。

○副大臣(細川律夫君) これにつきましても、事業主に保険料を支払いやすいように、そういういろいろな便宜を考えまして、そこで事業主の事務負担などを軽減するというようなことから、その事業主の一年間の労働者に対する総賃金に対して保険料率を掛けて、それを支払っていたと、こういう制度にいたしました。個人の方については幾ら支払ったかというふうなことにはしていません。

したがって、その保険料を支払う支払方と、それから一方で、じゃ個人がこの雇用保険に加入しているかどうかということについては、ハローワークに事業主の方が、勤めたときにはその届出をする、あるいは退職したときにはまたハローワークに届ける、こういうことで個人を確認すると、こういう仕組みになっていたところでございます。

○辻泰弘君 これまではそういう考え方で来られているわけですが、片や、健康保険と年金

とを対比しますと、いわゆる被用者における健康保険料と年金の保険料の徴収というのは、四月から六月の期間の所得の状況に応じて七月に標準報酬月額を定時決定して、それを社会保険事務所、今は年金機構になるかと思いますが、そこに届けるというところが義務付けられている。それをベースにして、毎月標準報酬月額の総額に対して料率を掛けて納めると。ですから、その納められている額が、個人が幾ら払っているかというのは、毎年定時決定するわけですから、それを直接的に幾ら払っているというのは、毎月は見えないにしても元をたどれば払っていることが分かるという、そういう状況になっているわけですね。片や健康保険と年金はそうなっている。すなわち天引きになっているものが公的なところで把握されているということが言えると思うんですね。

しかし、この労働保険の方、失業保険の方はそうはなっていないという、その部分ですね。歴史的な沿革もあるし、旧厚生省、旧労働省というところのセクションの違いもあったかもしれませんが、特に厚生労働省と一緒にあって、そして長妻大臣が年金で一生懸命取り組んでこられた消えた年金、消された年金のことがあったわけですが、これは、これは、去年の一番雇用労働状況厳しきときには、やはりある面、消された失業保険というものがあつたわけですね。結局、納付していたにもかかわらず、届出がなかったがゆえに二年までさかのぼって百八十日なりもつともらえるものが九十日でどまったというようにことが現実にあつたと、そういったことになるわけでございます。

そういう意味では、長妻大臣先頭に年金通帳というふうなこともおっしゃったけど、ある意味ではこの失業保険の手帳もあつて、いつ行っても自分がどう納付しているのか分かるような、そこかへ行けば、ああ、おれはこれだけもらえるんだなということが分かるような、そういったことが今日の目的には可能であるし、またそういう方向性にしていかなければならないと私は思っております。

そんな問題意識から、一月の予算委員会において長妻大臣に、今後のいわゆる納税者番号制度、政府決定によれば社会保障・税共通の番号制度ということですが、その導入に際して、また歳入庁の創設に際しては、その労働保険料についても把握の対象としてとらえて、本来のあるべき姿を追求していただきたいと、このように申し上げたわけですが、改めてこの点についての長妻大臣の考え、決意をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(長妻昭君) 今、雇用保険の保険料納付の管理の方法が年金等と違うという御指摘がありました。

今、徴収についても、御存じのように、雇用保険料、労災、そして年金保険料、そして税金、別々のところで徴収をしているところでありますので、この歳入庁についても、できる限り徴収も一元化していこうということと、あとは今御指摘の社会保障・税制共通番号制度、これも今検討を進めておりますので、その一體的な議論の中で今御指摘の雇用保険料の扱いというの、個人単位にするということも検討課題になるというふうに考えております。

○辻泰弘君 あわせて、歳入庁のことをちょっと大臣にお伺いしておきたいと思うんですが、予算委員会でお伺いしましたとき、財務大臣は、社会保険庁が今変わったばかりで、いろいろ課題が進行しているの、その様子を見ていく必要があるのじゃないかと、納番制が先で歳入庁が後だと、こういったトーンでもあつたと思うんですが、私も、私はその折にも申し上げましたけれども、スウェーデンにおいて負担についての国民の不満が相対的に少ないのは、給付の面もあるけれども、負担の面においていわゆる納番制の一体的な徴

収ということでの信頼感がある、また消費税のインボイスがあると、こんなことがいろいろ言われているわけ、そういった意味で日本においても歳入庁という考え方を追求すべきだと、納番制と同時にですね、そのことをかねてより申し上げているんですけど、歳入庁について財務大臣はちよつとトーンが低いような感じもなきにしもあらずなんですけど、その点について厚生労働大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 歳入庁については、私の考えは、この新しい年金制度がスタートする政権二期目以降、スタートするときまでには歳入庁は設置をする必要があるというふうに申し上げているところでございます。基本的には、やはり番号の方が先に検討が進むというようなことになろうかと思っております。基本的には一体的の話でもあるというふうに考えております。

○辻泰弘君 一体的に進めていただきたいと思

それから、私がる申し上げましたように、失業保険の保険料のやはり源泉徴収されておりますが公的記録がない、その部分はやはり根本的に、今日目的に見ればおかしいことだと思っておりますので、是非、納番制、歳入庁創設の折にはそのこともしっかりと含めて御検討いただき対応していただきますように強くお願いをしておきたいと思

次のポイントに移らせていただきますけれども、雇用保険二事業の失業等給付積立金からの借入れという今度の方針が一つあるわけですが、それに関連してまずお伺いしたいと思うんですが、私、今度の質問に当たりまして、改めて労働保険特別会計を拝見させていただいて、その中の雇用勘定を拝見させていただいて不思議に思つたことなんです。今までも自分が知らなかつたということになるんですけど、やはり雇用保険は失業等給付と二事業とで大きく分かれていて、失業等給付は労使折半の保険料で成り立っている、そして二事業については事業主負担で成り

立っている、そして二事業において今の雇用調整助成金などが行われていると、こういうことになっていくわけです。

そして、こういう二つに大きく分かれているがゆえに、今回も一般会計から入れる、片や入られるけれども片や入れられないというロジックもあったし、貸し借りをすることもあるとあつたと私は理解していたんですけれども、しかし、予算書を拝見しますと、実は雇用勘定の中でこの二つの大きな事業が分類されていないと。どんぶり勘定と言っちゃなんですか、分かれていないということ、実質的な経理は区分されているはずですが、そこは大変意外に思ったわけでございます。

そういう意味で、雇用勘定の中で失業等給付の部分と二事業の部分は予算上もしっかりと区分されているのが本来の姿じゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。

労働保険特別会計の雇用勘定における一般会計からの繰入れ対象経費につきましては、特別会計に関する法律第百一条第二項におきまして、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費、これを負担すると規定されているところでございます。

このため、当該経費につきましては、予算書の大きなくりである款あるいは項のレベルにおきましては、単に保険収入あるいは一般会計より受入れのみ規定されておりますが、より細かい区分でございます目的の区分におきましては、求職者給付費等財源受入及び業務取扱費財源受入という歳入科目を規定し、雇用保険法の規定による求職者給付及び雇用継続給付に要する費用及び雇用保険事業の事務に要する経費に充てるための予算である旨を明記することによりまして、雇用保険二事業に一般会計からの繰入れが行われているかのよう誤解が生じないように明確にこの区分をして

いるところでございます。

○辻泰弘君 予算書を私も拝見したんですけれども、それは分かっている人から見ればここがこれなんだよということがあるかもしれないが、しかし私は、ある面、素人が見たときに、失業等給付と二事業は根本的に違うと、今回のロジックはそうなっているわけですね。そうであるならば、予算書を見てもその区分が全くないというのはやはりいかがかと思うわけでございます。

そして、それは端的に、貸借対照表を見ますと雇用勘定で一本になっているわけですね。今回は失業等給付から二事業に貸付けをするわけですから、だから本当はその部分がどう貸して、借りているのというのが分かっていて本来しかるべきことじゃないかと、このようにも思うわけですね。そういたしますと、やはり私は、雇用勘定は失業等給付と二事業は何らかの形で区分を整理したものが明示されてしかるべきじゃないかと、このように私は思っております。

すぐにできるということではないのかもしれないんですが、大臣が副大臣か、やはりこのこと、私の指摘、間違つたら言っていたらいいんで、雇用勘定が失業等給付の部分と二事業の部分が混然となった予算になっているという、これは私はやっぱり明示するといいますが、予算をより分かりやすくするといいますが、チェックをするという意味合いにおいても私はやはり手直しがあつてしかるべきじゃないかと思うんですけれども、今後の課題として取り組んでいただきたいと、考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃるように、予算書の大きなくりの項のレベルについては、単に保険料収入とか一般会計より受入れと、こういうふうに書いてあるわけでありまして、その下の目的の区分では求職者給付費等財源受入とか業務取扱費財源受入とか、こういう形で、これは二事業に入っていないということが分かるわけ

ですが、ただ、その上のレベルでも分かりやすく表示をすることができるとか、これについては研究をしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 同時に、申し上げましたように雇用勘定の貸借対照表があるわけですが、それはもう一本になっているわけですね。だけれども、本当はそれぞれの事業で貸し借り今度するわけですから、それぞれがどうなっているのというのはあつてしかるべきじゃないかと思っております。その点についても併せて御検討いただきたいということでも申し上げておきたいと思っております。

そして、この借入れに関してちょっと確認をしておきたいと思うんですが、いわゆる二事業が足りないから借りるということになるわけですが、その二事業分についての今後の財政見通しをどのようにとらえていらっしゃるかと、このこと、返済の方法についてどのようなことを想定されているのかということでお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この二事業の収支でございますけれども、御存じのように雇用調整助成金がかかる支出が、要件緩和もいたしまして増加をしております。平成二十二年については、二事業については二千三百一十億円の単年度赤字の見込み、平成二十一年度については六千七百九十三億円の単年度赤字の見込みということで、赤字が平成二十年度から続いているということでございます。

この本体の失業等給付から四千四百億円の借りをすることになっておりますけれども、景気を何とか早く回復をして、この二事業の収支が黒字になった段階でその部分から返済をしていくというように考えているところであります。

○辻泰弘君 雇用保険二事業の失業等給付積立金からの借入れについては一応ここで区切らせていただいて、次に雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止に関してお伺いしておきたいと思っております。

今回は失業等給付の方から二事業が借入れをするということになるわけですが、その返済期間中に保険料はどう考えていくのかということなんですか、保険料を引き上げるという可能性もあるのかどうか、また、弾力条項を適用することというのはあるのかどうか、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(細川律夫君) その点につきましては、雇用保険二事業については、必要な雇用対策を実施するとともに効率的な実施を図ることによりまして、保険料率を引き上げることとはしないで、できる限り早期の返済に努めるようにしていきたいと、こういうふう考えております。

なお、二十二年におきましては、今般の改正法によりまして弾力条項の発動を停止をしているということにしておりますけれども、二十三年以降においても、返済期間中は弾力条項による保険料率を引き下がるということはないというふう考えております。

○辻泰弘君 原則どおりでいけると、こういうことだろうと思っております。

それからもう一点、弾力条項の在り方そのものについてお伺いしたいと思うんですが、弾力条項は失業等給付又は雇用保険二事業、両方に弾力条項があるわけですが、二事業の方は引下げのときだけ弾力条項があると。そしてまた、算式の結果自動的に引き下げるということになっていてと理解しておりますけれども、いづれにしても、両方に共通することですけれども、弾力条項があつてそれなりに機動的にやるというメリットもあると思うんですが、一度下げるとなかなか引き上げにくいということがあろうかと思っております。

そのことは、かつて柳澤さんが大臣のとき、私はむしろ簡単に下げるなということを申し上げたこともあるんですが、そんなことを考えますときに、やはり将来の備えということがあるわけですから、そんなことも含めて今日の弾力条項の在り方について基本的にどのようにとらえ

というところでお任せする部分も増えるということ
で、実際の現場での職業訓練については地方や企
業、民間にお任せをしていく部分は増えますけれ

ども、やはり国として全体の職業訓練のレベルアップをします。これは文科省とも今連携をした勉強会を立ち上げておりますので、文科省とも協調しながら職業訓練の重要性を更に訴えていきたいと思っています。

○辻泰弘君 是非そのような思いで国としての役割も果たしていただきつつ、職業訓練についても進めていただきたいと、このように要請をしてお

最後のポイントでお伺いしたいと思います。いわゆる未払賃金の立替払制度ですけれども、これは雇用保険ではなくて労災助定にかかわるものではないかと思いますが。

ございまして、労災の保険料で、倒産した場合に、失業した場合に、その方に未払の賃金、退職

金があればそれを立替払するという、私はいい制度だと思っっていますけれども、これを、失業給付と同時に大いなるセーフティーネットの機能を果

たしていると私はかねがね評価しておりました。既に平成十四年には額が引き上げられたということもあったんですけれども。

それで、まず、最近の未払賃金立替払制度の事業の実施状況について、御説明をいただきたいです。

○政府参考人(金子順一君) 未払賃金の立替払制度でございますが、今議員から御指摘がございますように、企業が倒産した場合に未払賃金がある

る、その一部を政府が事業主に代わって立替払をする制度でございます。セーフティーネットとして大変重要な機能を持っている制度だと私も

最近の実施状況でございますが、平成二十一年
度、四月から十二月までの三四半期、ここに付き
認識をしているところでございます。

まして支払実績が出ておりますが、御紹介させていただきますと、支給者数が五万二千六百人、立替私の総額が二百六十一億九千万円、こういった

数字になっております。対前年度比で見えます

と、支給者数で三七・七%の増、立替払額は五四・三%ということで大幅な増となっておりますが、これは、御案内のとおり、平成二十年秋以降の景気の急激な後退に伴いまして大変支払額が増えているということでございます。

なお、最近の、直近の動きを見てみますと、増加幅はかなり減少してきておりまして、落ち着きつつある動きを見せているというふうに見て取ることができないかと思っております。

○辻泰弘君 最近の推移についてはお話ございましたように若干落ち着いてきているというところはあるかと思っておりますけれども、しかし毎年増え続けていくということも事実でございます。とは申せ、平成十四年のときに四百七十六億というふうな額から見ますと、それほどこのところには行っていないということも現実でございます。

ただ、申し上げたいと思っておりますことは、平成十四年に改正があつて、例えば三十歳未満であれば七十万から百万への引上げ、三十歳から四十五歳未満は百三十万から二百二十万、四十五歳以上は百七十万から三百七十万ということで、上限額の引上げということがなされたわけですが、けれども、時日を経過しておりますので、やはりそれが今日の妥当な水準であるかどうか、引上げというものを考える必要はないかということに常にチェックしておくべきだと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(金子順一君) 立替払の対象となります未払賃金は、これは退職の前の六か月間の定期給与とそれから退職金が対象になります。そういうことで現在一定の限度額を設けていただいているわけですが、議員から御指摘がございましたように、平成十四年度に大幅な引上げをしております。四十五歳以上の方ですと、それまで百七十万円が立替払の限度だったわけですが、これを三百七十万円まで引き上げたということでございます。

この引上げの考え方がございますが、対象となる倒産、法律上の倒産もございしますが、いわゆる

事実上の倒産というのが中小企業には大変多いございまして、この中小企業に多い事実上倒産した場合に、できるだけそうした方々の未払賃金がこの限度額でカバーできるようにしようというのが考え方でございます。

現在、三百七十万円の上限で、この事実上の倒産の場合どんな状況になっているかと申し上げますと、見直し後から平成二十一年十二月末までの状況で検証してみますと、中小企業からの退職者、事実上の倒産の場合ですと九七%の方がこの限度額の範囲に収まっております。そういうことでございまして、当初想定をしていた運用がなされていくのではないかとこのように承知をしているところでございます。

御指摘がございましたように、制度については常に運用実態を把握しながら検証していくということが大事だろうと思っておりますので、その点心得て今後とも検討してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 今お話ございましたように、平成十四年のところと大体同じ程度にカバーをされているという状況だと思っておりますので、それは当面の状況としてはこのまゝいくということならそれは一つの理屈だと思っております。ただ今後ともその点については注視をしていただいて、やはり機動的な対応を求めていると思っております。

そして、冒頭申し上げましたように、私はやはりこれは非常に大きなセーフティーネットでは、本当に倒産、失業された方にとっては非常に大きなセーフティーネットだと思っておりますので、この点についてはやはり十分な認識をお持ちいただいて今後とも対応していただきたいと思っておりますけれども、この制度についての評価、また今後の対応について、改めて副大臣からお答えをいただきたいと思っております。

○副大臣(細川律夫君) 労働者が働いて賃金をもらうと、こういう当たり前のことの賃金が未払になるということ、これは労働者にとっては大変なことでございます。そのときに、倒産とか、ある

いは事実上の倒産もありますけれども、実際にもならないというときに国が代わって支払うというこの立替払制度というのは、賃金によって生活をしている労働者、家族にとっても大変重要なセーフティーネットになっているものだというふうに思います。

そういう意味では、この制度を迅速に、そして適正にしっかりと運用されるということがまずは大事かというふうに思います。そう心得てしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

○辻泰弘君 私はいつも思うんですけれども、政治というのは人間の幸せの追求であると私は思っております。そして、働くという字は、労働の働という字ですけれども、にんべんに動くと書くわけでございます。そのこの意味は、人が動けば働くことになる、働くというのは人間が動くことだ、基本的なことであるということの意味しているというふうに私は思っております。

そして、人の一生を考えると、人の一生の中で、また日々の生活の中で働くということがどれほどウェイトを占めているか。多くの方は働くことによってなりわいを得て生活をしている、暮らしをしている、家族共々幸せをつくっている、こういったことの根本を成す働くということでございます。まして、人間の幸せを追求するという政治の使命、それを貫徹する上で、やはり働くという部分をどれほど幸せ度が高められるかというのが実は政治の大きな課題だと私は思っております。

ですから、労働条件を向上する、また労働環境を改善する、そういった一環で法律的な対応もする、そのことが極めて重大だと思っております。そういった一環として今回の立法もあつたと思っておりますし、派遣労働の改正なども今後予定されていると思いますけれども、人間のための経済社会を掲げた鳩山内閣でございます。また生活第一の政治を掲げて長妻大臣を先頭に今日まで頑張つてこられましたけれども、今後ともその決意を持って厚生労働行政、人間の幸せを追求する、その思いを込めて頑張つていただきますように御祈念申し上げます。

上げまして、また御期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○石井準一君 自民党の石井準一でございます。民主党、鳩山政権の目玉政策であります、これを具体化する子ども手当法案が二十六日に成立をいたしました。国会審議におきましては、二〇一

一年度から目指す満額支給二万六千円の財源確保のめどが立っていないことや、外国人子弟の扱いなど支給対象をめぐる制度の不備が様々な問題視され、指摘をされました。

そうした課題を残したままの運用となるわけでありまして、我々野党は国会審議で財源問題を追及をし、鳩山首相自身も参議院のこの厚生労働委員会の答弁において非常に歯切れも悪かったことを印象しておるわけであります。財源に關しましては、二〇一〇年度も大変に苦勞したと、子供の将来に負担になって戻ってくるのではないよう一年度以降も歳出を削減する努力の中で見出していきたいというような答弁をなさつておりました。明確な財源確保策を提示をできなかったということは非常に問題があると思うわけであります。が、マニフェストに掲げた満額支給の方針は崩していないという意向も示されておりました。また、向こう三年間の歳出と歳入の見通しを示す中期財政フレームを作成する六月までに結論を出す

と強調もされておりました。

また、菅財務大臣は、子ども手当の支給をめぐる試算をする意向も明らかにしております。マニフェスト実行が難しいときにはどれぐらいなら税との関係がどうなるのか、待機児童を早急になくす形で財政を生かすにはどうしたらいいのか、いろいろなケースを想定しながら対応していきたいというふうに述べられております。

ほかの子供施策の充実をすることで政策効果を生み出せるならば支給額云々という発想も見え隠れするわけでありまして、改めまして長妻厚生労働大臣に、こうした様々な問題を抱えております子ども手当法案、一一年度以降の制度設計の段階

で検討していきたいという答弁も度々伺ったわけでありますが、法律が成立をし、運用が決まった以上しっかりと取り組んでいただきたく、改めて子ども手当法案の運用に対する決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) まずは、この委員会でも申し上げたけれども、これまで後回しにされがちだった子供に対する予算について、子ども手当という一定の規模のものを認めさせていただいたということで、まずは第一歩を踏み出したということでございます。

そして、今いろいろな御議論の論点を御指摘いただきましたけれども、やはり財源の件につきましても、これは政府全体で、子ども手当以外でもいろいろな政策がございます。これについては、今おっしゃっていただいた中期財政フレームの中で、将来の財政規律も含めてどうあるべきかということも御提示をしようというふうに考えております。

そして、運用の件でございますけれども、外国人の件においてはるる御指摘をいただきました。今、法律を成立いただきましたので、地方自治体とも、御意見を聞きながら、新たな事務の取扱い、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律における外国人に係る事務の取扱いについてというような通知を出すべく、今この文書の見直し等々をしているところでございます。

いずれにいたしましても、国民の皆様方へのメッセージとして、子供を育てる御家庭あるいは子育てについては国全体でスローガンだけではなくて具体的に応援をするんですと、こういうようなメッセージをこの法律で送ることができたのではないかと考えておりますが、その趣旨については、お子さんを持つておられない方についても御理解いただくべく今後広報にも努めていきたいというふうに考えております。

○石井準一君 子ども手当法案は一応成立をいたしました。我々野党におきましても、成立した以上、この運用をしっかりと見定めながら、やはり

議論をしながら、次年度の新しい制度設計に對しましては、我々野党が指摘した部分に對しましては、謙虚に受け止めていただく中で反映をさせていただくことを改めてお願いを申し上げる次第でございます。

先ほど辻委員からも、政治はやはり国民の幸せを追求するためのものだというような発言がなされました。大臣、大臣室に正徳利用厚生惟和という書が額で飾られているのを御存じでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) あのとき大臣室に入つてそういう書があるということを初めて知りまして、その意味も調べたわけでございますけれども、これは厚生労働省の命名の由来にもなったというところで、厚生というものがございまして、これは世界最古の書、五經の中の書経という書であります、それが飾つてあるわけですが、その中の厚生、民の生活を厚かにすることという文字がございまして、それが厚生省の由来になったというふうに聞いております。

○石井準一君 まさしく大臣が今述べられたとおり、厚生というこの字の重さ、国民の生活を厚かにする。また、徳こそ政治を善くするものであり、その政治とは人民を養うことを目的としており、人民を養うためには、様々な物資を生み出すものである水、火、木、金、土、穀の六つの蔵の事業がよく治まり、君主自身の徳で感化して人民の徳を正すこと、物資の流通を良くして国民の使用を便利にすること、及び国民の生活を厚かにする、この三つの事業がよく調和をしていなければならないという意味であると私も調べさせていただきました。

よく厚生労働省は巨大な省庁となつたと。政策的一般歳出の五〇％を新年度は超える巨額の予算を持つ省庁であります。再編に向けての分割論もよく出てくるわけですが、私は改めて、この国民の生活を厚かにする、この厚生という言葉の意味を我々委員もしっかりとかみしめながらやはり議論をすべきであるというふうに思っております。

そういうことを大臣にお願いをしながら、大変な省庁のトップリーダーでありますので、その責務をしっかりと全うしていただくことをお願いを申し上げます。続きまして、法案の質疑に入らせていただきます。

国民の生活が第一とマニフェストにうたい、三党政策合意には、雇用保険をすべての労働者に適用とされております。

事業主の下で二十時間以上働いていない労働者の生活は第一として保護されないのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 労働者の保護ということでもございまして、労働者についてはいろいろな法律でその記述がございしますが、労働基準法では、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者、労働組合法では、労働者とは、職業の種類を問わず、賃金、給与その他これに準ずる収入によつて生活する者というふうにはございしますが、そういう労働者の方々が本当にその権利が守られ、その責務が果たせるようなサポートをするということでありまして。

○石井準一君 民主党のマニフェストでは労働者に何の限定も加えておりません。法令上は、今大臣が述べたような、職業の種類を問わず、事業主又は事業所に使用されて賃金を支払われる者であると、まあ組合法は別といたしましても。ならば、民主党による労働者の定義とは何か。すべての労働者の定義について改めてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この民主党のマニフェストに記述をしておりますのは、雇用保険制度に関する記述されたこの労働者といふのは、自らの労働による賃金で生計を維持している労働者というふうに考えております。

○石井準一君 民主党のマニフェストの中では、すべての労働者に適用される全国最低賃金を設定する、また、すべての労働者が一人一人の意識や

ニーズに応じて、やりがいのある仕事と充実した生活を調和させることのできるワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとしております。ならば、国民の理解では、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者が労働者であるというわけですが、このような者がすべて雇用保険に適用にならないとマニフェストの表現とのそこを来すのではないかとありますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほど申し上げましたように、この雇用保険制度に關して言へば、自らの労働による賃金で生計を維持している労働者ということを対象、そのすべての労働者と、今申し上げた方々ということでございますが、例えば大学生でアルバイトをして生計をその賃金で維持をしていない方まで雇用保険の適用を広げていくというのは、負担と給付の關係でいろいろ議論があると思ひます。その意味で、今申し上げたような労働者ということの規定をして、そのすべてということを上申しているところであります。

○石井準一君 民主党のマニフェストでは、一つの事業主の下で週二十時間以上の労働でなければ労働者ではないと書かれておりません。それではなぜ、複数の事業主の下で働かざるを得ないマルチジョブホルダーへの適用、これはどのように理解を示しているのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今のマルチジョブホルダー、例えば、これは今大変生活が苦しいというようなことで、昼間働かれておられる、しかし夜、例えば居酒屋さんでも働くというところで、二か所で働く大変過酷な勤務状況の中でお金を稼がざるを得ない方々というのがおられるということには認識をしております。そういう方々について現時点の対応といふものは、例えば二か所で働いておられる場合は、どちらか勤務時間等が長い主たる事業所、そこで雇用保険に入つていただいて対応すると、こういうような考え方となっております。

しやるわけでありまして、そういう意味で週の一
定の時間の要件を付けさせていただいて、これ給
付と負担ということで、当然払う保険料よりも今
回の緩和によつても更に多くの給付費が発生をす
るということになるわけでございますので、そう
いう負担と給付の關係も勘案をするとその二十時
間要件というのはは踏襲する必要があるということ
で今回踏襲をし、かつ法律にも書かせていたのだ
といつてゐるということであります。

○石井準一君 民主党が第百七十一回国会に衆議
院に提出した雇用保険法及び船員保険法の一部を

改正する法律案では、附則の第八条で、政府は、この法律の施行後三年を旨途として、同時に二以上の事業主の適用事業に雇用される労働者についてそのすべての適用事業における雇用関係を包括

し、雇用保険を適用する制度に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると検討事項が置かれておりました。この案は後に撤回をされ、閣法が修正可決されましたが、その際には参

議院の厚生労働委員会の附帯決議で、「いわゆるマルチジョブホルダーについて、雇用保険制度の適用・給付に向けた検討を行うこと。」とされており、これはもちろん民主党も賛成をしておるわ

けでありますが、今回の改正案は、先ほども質問いたしましたように、マルチジョブホルダーへの対応はない、さきの立場から後退しているのではないかと質問を私もしました。

労政審では議論が先送りされているが、そもそも労政審で労働者代表として入っている者は組合代表であり、このような非正規層の利益を代弁しているとは到底言い難いと思うわけでありま

が、週二十時間以上という理屈は理屈で分らないわけではありませんが、それではなぜ一つの事業主の下でなければならないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(長妻昭君) これは先ほども申し上げましたけれども、今は主たる事業主ということを着目をして雇用保険の關係を、あるいは制度を見ているということでありますけれども、今、労政

審、労働政策審議会の話もございましてけれども、その場でマルチジョブホルダーの方にかかわる雇用保険の適用の在り方については議論を進めていく、今私が申し上げたような論点も含めた議論を進めていくことをやってまいりたいと思います。

そして、この労働政策審議会でございますけれども、基本的には国際的規約でありますILOの規定においても、労働関係の制度については政府単独で作るのではなくて、労働者の代表、そして使用者の代表とよく協議をするということが一つの前提となっておりますので、その場が労働政策審議会というところであります。

そして、代表制ということでございますけれども、その労働側の代表の方は当然、自分が所属する、仮に労働組合に入られているとすれば、その所属する労働組合だけの話の代表ではございまして、働く方全体の代表というようなことで発言をしていただいているものだ、あるいは発言をしていただかなくてはならないというふうに考えております。

○石井準一君 それでは、労働政策審議会の労働者代表で非正規労働者の利益はだれが代弁しているのか。公益委員に頼るしかないのでは正規、非正規が余りにも不均衡ではないかという指摘がありますが、その辺はいかがでしょう。

○国務大臣(長妻昭君) 確かにこれまでの政権の中で労働の規制緩和というのが私はかなり進み過ぎたというふうに考えておまして、その中で非正規雇用の方々の意見が通らなかったということがあったと思います。

我々は、今回またお願いを申し上げる労働者派遣法の改正案もございすけれども、この労働政策審議会に、政治主導で派遣法を規制をして、そういう非正規雇用あるいは派遣の方についてもきちっとその立場を守っていくということをお願いをしているところでございます。

先ほど申し上げましたように、労働側の代表も、自らの組合に所属されているとすれば、その

利益だけではなくて、これはもちろんそういうふうに心掛けておられると思いますけれども、非正規雇用も含め働く全体の代表である、こういう御認識を持っていただきたい。そして、もちろん公益委員の方についても、派遣村というのは社会問題にもかつてなつたわけでございますので、そういう社会の変動等も含めた御発言、御意見をいただきたいということをお願いしておりますので、一定のそういう非正規雇用の方々に対する代弁と、あるいは御意見というのを出していただいているというふうに考えております。

○石井準一君 今の件は、大臣から前向きな答弁をいただきましたので、是非ともそうした検討、意見をくみ上げていただきたいと思うわけであります。

従来の民主党案では派遣労働者への適用拡大が明記をされておりましたが、今回は対応されていない。登録型派遣労働者ももちろん賃金により生活を維持する労働者たり得ることは異論ではないと思うが、今回の適用拡大ではどのようにカバーをしていくのか、改めて伺いたいと思っております。

○国務大臣(長妻昭君) 今登録型派遣についてお尋ねがございましたけれども、これについては、この後またお願いいたします労働者派遣法改正案の中でも原則禁止にさせていただくわけでございますけれども、この登録型派遣あるいはそれ以外の派遣につきましては、もちろん派遣事業者が派遣の方を当然直接雇用するわけでありますので、その直接雇用に関して三十一日以上雇用見込みがある場合は派遣事業者が雇用保険をその方に適用しなければいけないというようなことでございすので、基本的には、その関係においては非正規雇用、直接雇用と変わりはありません。

○石井準一君 それでは、雇用保険制度の趣旨について改めて伺いたいと思っております。

そもその制度の趣旨と、それを踏まえた被保険者の条件について大臣に見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(長妻昭君) 制度の趣旨は、やはり働いておられる方が、自己都合もございすけれども、雇止めあるいは解雇ということになつて、やはり生計を維持している労働者の方でございまして、それはすぐに直ちに全く収入がなくなつてしまふということになりますと、それはその次のセーフティネットとしては生活保護ということになるということがあるわけでございす。そうではなくて、その中間に、失業された方も、前の職で得られたお給料の一定額を保障することによつて次の就職先を探していただく、そういう基盤をつくると、こういうような意味合いがあるというふうに考えておまして、その意味で、その部分を拡大することによつて生活保護と雇用保険のすき間を埋めていくというのがもう一つの今回の法案の趣旨であるというふうに考えております。

○石井準一君 パートタイム労働者の離職率は一般労働者の約二倍であると聞いております。厚生労働省の試算では、今回の適用拡大により、平年度で保険料収入が三百六十億円入る一方で給付は千八百七十二億円の支出となり、差引き一千五百十二億円の支出超過が見込まれると言われております。

そもその保険料率が千分の二十から十二の間で定められているのはどの程度の離職者を想定しているのか、保険の制度を見直す必要はないのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今の保険料率のお話だと思ひますけれども、これについても積立金の議論の中でいろいろなシミュレーションというのをさせていただいてるところであります。かつては、平成十四年にかなり失業保険を受けられる方が増えまして、これは政府のある意味では失態とも言えるかもしれませぬけれども、年度の途中で保険料率を上げざるを得なくなつた、こういう不測の事態が発生したということがありまして、こういうことはあつてはならないわけでございす。

今回は保険料率を〇・八%から一・二%に引き上げさせていただいておりますけれども、これについても弾力条項というのがございまして、本来は一・六%に、倍に上がるところを一・二%にとどめるというようなことにさせていただいてるところでございまして、不測の事態が起らないように我々としても、雇用のパイを広げる新成長戦略に全力で取り組むというのは当然でありますけれども、雇用の政策、下支えの政策にもこれから十分忌りなきよう取り組んでいきたいと思ひます。

○石井準一君 それでは、事業主の事務負担が過重になるのではないかと指摘が再三ありますが、その件について改めて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この雇用保険あるいは雇用調整助成金についても、事業主の事務手続がいろいろ多過ぎるのではないかという御指摘をいただいているところであります。

来月から、この雇用保険につきましては、予定をいたしておりますのは、今まで資格取得届出時の確認書類というのは、事業主から提出を義務付けていた以下の書類については原則提出不要としようと考えております。その書類は、雇用契約書、賃金台帳、労働者名簿、あるいは就業規則等、これについては来月から原則として提出不要とする方向としておりまして、これをきちっと周知をしていきたいと思ひます。

○石井準一君 今答弁をいただきました。また、本会議での西島委員の質疑にも同等の答弁をいただいておりますが、ならば、悪質な適用逃れがこのような静かな善意に訴える対策で本当に防止をできるのか、もっと能動的な対策が必要ではないかと思ひますが、その辺はいかがでしょう。

○国務大臣(長妻昭君) 適用逃れでございすけれども、三十一日以上に見込みが拡大したことで、当然その方を雇用保険に入れると事業主負担が発生する、それは困るから、法律は三十一日見

込み以上だけでも、その方を雇用保険に入れないでおこうと。仮にそういうようなことを思われる事業主がおられ、かつ実際に適用を逃れていくということはあつてはならないということでございます、それについては十分我々も情報収集をして、厳正にそういうことがあれば指導するということは徹底をいたします。

〔理事小林正夫君退席、委員長着席〕

そして、知らないということがあつてはなりませんので、三十一日以上ということが。これについては、今準備しておりますのは、すべての雇用保険適用事業所について、これは、はがきをすべてに送ろうというふうに今考えております。五月下旬ごろ全適用事業所約二百万事業所に、法律が成立をいただければの話でございますけれども、はがきを送る、あるいは、はがき以外でも、ホームページも含めいろいろな、ハローワークも含め広報を十分怠りなきようにしていきたいと考えております。

○石井準一君 今大臣の方から適用逃れについて、はがきを出す、サイトで周知するというような対策が紹介をされました。被保険者届を怠ると罰金三十万円、懲役六か月となつているとはいえ、実際には、指導に応じて届出をすれば発動されることはないと思ひ、抑制効果は低いのではないかとありますが、この際、しつかり取り締まる旨の周知をすべきではないかと思いますが、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられたように、これは、一定の要件であれば罰則がかかるんですということも申し上げながら、労働者からの申出等により適用逃れを把握した場合、いろいろな情報収集しておりますので、そういう申出をいただいて事実が確認した場合は、これはもう厳正に指導するというところでございますので、仮にそういうことがあれば、働く方からも情報を是非いただきたい、こういうようなことも今後周知をしていきたいと思ひます。

○石井準一君 悪質な行為に對しましては、しつ

かりと周知徹底をして、取締りをしていただきたいと思ひます。

次に、料率の引上げにより企業や国民はどれぐらい負担増となるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 例えば、今回でございますけれども、三十万円の月収であれば労使共に六百円、一か月、値上げということになると思ひます。

○石井準一君 その辺はまた後で九川先生辺りからも質問していただきたいと思ひますが、失業等給付の積立金の残高は二十二年度末には幾らになると見込まれているのか、仮に二十二年度も保険料率を千分の八とした場合、積立金残高はすぐに枯渇するのかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この二十二年度末が幾らの積立金になるかというのは、これは今突然のお尋ねですので、すぐ資料を出してお答えをしたいというふうに思ひます。

そして、枯渇、すぐするのということでございますけれども、それはすぐに、来年枯渇するということにはならないと思ひますけれども、平成十四年度の例を先ほども申し上げましたが、あのときも、その数年前には四兆円以上積立金があったと思ひます。それが急速に枯渇をして、結局年度途中で保険料を上げざるを得なくなつたと、こういうようなことがございますので、ある意味では、危機管理の面からいっても、今の積立金の水準を維持をしていこうというふうに考えているところでありませう。

今のお尋ねは、平成二十二年度については積立金残高が三兆九千七百九十九億円になる見込みとなつております。

○石井準一君 今年の経済見通しを見ても、雇用者報酬は更に減少する見込みであります。こうした中、政府は、雇用保険を始め、健康保険、厚生年金保険、介護保険の引上げを行おうとしているのであります。年収三百七十万の勤労者世帯で年

間四万円の負担増となると言われております。マクロベースで見ても、雇用保険五千億円、協会けんぽ八千億円など、二兆円を超える社会保険料の負担増となると言われておりますが、改めまして、国民の生活が第一、上がるのは雇用保険の料率だけではない、国民負担率で見ると社会保険料の負担だけでも二兆円以上の増加となつていますが、この辺の見解をお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この保険料につきましては、先ほど申し上げましたような弾力条項で一定の抑えをするということ、あるいは、今協会けんぽのお話もございましたけれども、これについても国庫負担を投入をしてその上昇を抑えていく、後期高齢者医療制度の保険料も抑える算段をいたしまして、でき得る限り上昇が過度にならないように抑えていくという取組はこれはもう必要だということに考えております。

ただ、その一方で、一般論としては、増大する社会保険料あるいは給付費でございますけれども、こういうものに対応するために一定の保険料上昇というのはこれはまあお願いしなければならぬというふうな考えをしております。過度な部分は本当にできる限りその上昇が生活に大きな影響を及ぼさない、そういう考えの方で我々としては一定のものについてはお願いをしていくという立場であります。

○石井準一君 それでは、雇用調整助成金の支給状況、効果、今後の見通しについてお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この雇用調整助成金でございますけれども、効果といたしましては、これはもう御存じのように、社内で休業をされるという方に対する休業補償、一定のものについて補助するということでございます。雇用調整助成金が仮になければその方々というのは会社の外に出て失業者となるわけでございますので、恐らく失業率というものが上がつてしまつたのではないかと、非常に重要な、有効な働きをしているというふうに考えているところであります。

今現在利用者の方々が二百万人を切つておりまして、この平成二十二年度の予算額については七千二百五十七億円というように、若干ずつであります、その適用の方は減つていくということでもあります。

○石井準一君 改めまして、雇用安定資金の高、今後の見通しについて再度お伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 突然のお尋ねですので、事前に言つていただければすぐに申し上げるわけでございますけれども、これについては、安定資金の残高でございますが、平成二十一年度については三千四百六十七億円、二十二年度については、これは見込みでございますけれども、一千百五十五億円となつております。

○石井準一君 通告をしていないので急に言われたと言ひますけど、大枠はしっかりと通告をしておりますし、昨日もレクチャーに来ておりますので、その辺はしっかりと答弁をしていただきたいと思ひます。

二事業の財政基盤をしっかりと強固にするために根本的な解決を図る必要があると思ひますが、その件についてお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この二事業は、雇用安定事業と能力開発事業、これいずれも重要な事業でございます。まして、安定事業の雇用調整助成金が急激に要件緩和で増えたということが今回ございまして、あるいは、先ほど申し上げましたように職業訓練も重要でございます。これからニーズが更に高まっていく可能性があるということで、雇用保険二事業についてもその財政基盤を安定化させていくということでございます。

今回はこの雇用保険特別会計の中の失業給付本体部分からお金をお借りするというようなこととなりましてけれども、今後できる限り黒字化になるように全体の雇用政策を進めていきたいと思ひます。

○石井準一君 失業等給付の積立金四千四百億円

をまた雇用保険二事業に貸し出そうとしている点についてお伺いをしたいと思います。

政府は、三千五百億円の国費を失業等給付に投入し、その積立金から雇用保険二事業に四千四百億円も貸し出すという措置をとろうとしておられるわけですが、雇用保険二事業について、雇用調整助成金の支出増加に伴い財政状況が短期間で大幅に悪化しているのは理解をいたします。しかし、複雑な手法で貸し出すということではなく、直接雇用保険二事業に国費を投入すべきであると思いますが、その辺の見解をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今のお尋ねは以前もいただいたお尋ねでもございますけれども、雇用保険二事業に、苦しい会計であれば直接国費をそこに投入したらどうだという御提案、お尋ねだと思えますけれども、これ前例を、私も前例踏襲すべきというわけではありませんが、まず今まで前例はないということでもあります。

なぜならば、雇用二事業といいますがやはり事業主負担で、事業主の財源でやるという一つの仕切りになっているところがございます。雇用調整助成金も事業主にお渡しをするものである、あるいは職業能力開発も最終的には事業主にメリットになるものであると、こういうような考え方が背景にあるというふうに考えております。

その中で、税金をそこに投入するという点について納税者の御理解が得られるのか否かという論点もございますので、前例と同じように今回もそこには国費は投入をしないということで、本体部分からお借りをしていくことを選択をしているところでもあります。(発言する者あり)

○石井準一君 ならば、今、返せるから大丈夫だというお話もありましたけど、借入れの返済方法、利子を取らないことの正当性についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これについては、ある意味では一つの同じ特別会計の中の別勘定の間の貸出しということであるというのが一点と、もう一

点につきましては、非常に相関関係があるということでございます。

例えば、雇用調整助成金によって、先ほど申し上げましたように、それがなければ恐らく失業率が上昇する可能性がある、それがなければ失業給付、つまり失業保険で手当をもらう方が増えてくると、こういうことにもなる可能性があるわけでございます。雇用調整助成金が失業給付を抑えていると、こういう側面もあるというようなことから、非常に一体として相乗効果が現れるということもありますし、今まで特別会計の中でのやり取りでは金利が付いたという例もございませんので、今回はこういう対応にさせていただいているということです。

○石井準一君 次に、週及適用期間の改善を行う理由についてお伺いをしたいと思います。事後の救済対策を定めるのみではなく、そもそもこのような事態が生じないように周知徹底、指導することが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) そもそも論からいえば、本間に委員のおっしゃるとおりだと思います。その週及適用をするということは、それは事業主が忘れていたのかあるいは何らかの事情でその書類が出なかったと、天引きしているのにその書類が出てなくてということでありまして、それはもう別に、始めからきちっと手続をするべきであるというのはいくらもろんな話でありますので、これについては、先ほど申し上げましたように、今回法律をお認めいただければ速やかに全事業所に對してはがきを出す、あるいはいろいろな周知をして怠りなきようにお願いをする。

ただそれは、そういう周知をしてもこれは完璧に一〇〇％というふうにならないのも事実であります。当然一〇〇％を我々目指さなければならぬんですけども、そのときの事後救済策として、今回の法律の中に、今までは二年でもう時効を迎えてそれより前はさかのぼれません、こういう非常に冷たい対応だったわけですが、それを

ずっとさかのぼれるようにすることを事後救済制度として入れさせていただいているということでもあります。

○石井準一君 より実効性のある周知を図っていただきたい、あらゆる機会において活用していただきたいと思うわけでありまして。

次に、控除の証明方法と証明の程度についてお伺いをしたいと思います。

例えば、何年か前の給与明細を持っていればその事実のみで認定をされるのか、その年数に制限はないのか、その書類の信憑性はどのように担保するのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この確認書類でございますけれども、具体的には給与明細、給与明細には天引きの普通はその保険料の金額などが記されていると思えますし、賃金台帳、源泉徴収票などを想定しております。これについて二年を超えてさかのぼることができるとしておりますので、これは何十年前であつてもさかのぼれるということでありまして、何十年前であればそのときのその書類を見て判断をするということになるというふうに考えております。

○石井準一君 最後の質問をさせていただきたいと思ひます。いろいろと議論をしていくうちに、週二十時間未満の労働者が約四百十三万人おると言われております。いわゆるマルチジョブホルダーは一人の事業主の下で二十時間以上働かなければ対象にならないという法案であります。さらに登録型派遣労働者など対象から漏れることが多く生じるような気がしてなりません。

本法案ではこのようなすべての労働者が雇用保険の適用対象となるわけではなく、細切れで働かざるを得ない労働者の期待を裏切るものではないか、明確なマニフェスト違反ではないかということとを申し上げさせていただき、見解をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) できる限り我々もいろいろな時代の変化、あるいは働き方の変化に対応し

た支援策を打ち出していきたいというふうに考えているところがございます。今回の措置ですべてもう完璧であるというつもりはございませんけれども、第二、非正規雇用の方のセーフティネットの範囲を広げるという意味では意義が大変大きいというふうに考えております。

三十一日以上というふうに今、法律の審議をさせていただいておりますけれども、三十日以内は御存じのように、日雇いの方、これはそういう保険もございまして。この三十一日以上というのを認めいただければ、基本的には日雇いの三十日以内の保険から連続して続いていくということで、非常に一連のものがそこで一定の部分は措置できる。

ただ、言われたようなマルチジョブホルダーの方々、複数働いて一か所が二十時間未満の方をどうするかなどの論点が残っているということは私も認識しておりますので、それについては労使あるいは公益委員の場できちっと議論をしていくということでもあります。

○石井準一君 今後の検討課題も見えてきたわけでありまして、私が冒頭申し上げたとおり、巨大な省庁のトップリーダーであります。健康に留意をされながら、しっかりと国民の幸せのため、生活を豊かにするため、その目的に向かってしっかりと取り組んでいただきたくお願いを申し上げます。

○委員長(柳田稔君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開会
○委員長(柳田稔君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、小池晃君が委員を辞任され、その補欠として仁比聡平君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 休憩前に引き続き、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸川珠代君 自由民主党の丸川珠代でございます。

ただいま議題となりました雇用保険法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます前に、一点だけは非大臣に感想を伺いたいと存じます。

昨日、鳩山総理大臣が沖縄県普天間基地の移設問題について、政府の代替案の取りまとめ期限を三月末と自ら設定されていたにもかかわらず、三月もあと二日を残すところになって、今月末じゃなければならぬことが法的に決まっているわけではありせんというふうな期限を撤回されました。つい四日前にもたしか会見で三月末までに取りまとめをする」と明言していたにもかかわらず、その期限の直前に撤回をされたわけであります。残念ながら鳩山総理大臣のお言葉がいかにか軽いかということがまた証明されてしまいました。

大臣はこれについてどのような感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今のお尋ねでございますけれども、まず総理がその期限の設定をどういう言い方で言われたのか、あるいは今おっしゃられた引用の部分の具体的な言い回しやあるいは真意というのはいかなのか、私は報道ベースと今の委員の発言でしか知りませんので、なかなか軽々なことは申し上げるわけにはまいりませんけれども、基本的にはこの普天間の問題については内閣全体の問題として関係閣僚が真摯に今取り組んでいる途中の話だというふうに承知しております。

○丸川珠代君 この鳩山総理の言葉に最も翻弄され、また怒り、落胆されたのは沖縄県民の皆様だろうと思いますが、国民全体としても、もはや鳩山総理の言葉を信じていいのかわからない、あるいはもう信じられないという状況に陥ってしまったのではないかと思います。長妻大臣に

おかれましては、我々の年金、それから介護、医療、そして雇用を始めとするセーフティネットをお預かりいただいておりますので、是非長妻大臣のお言葉にはしっかりと重みを持って職務に当たっていただきたいというふうに心からお願ひをする次第でございます。

それでは、法案の審議に入りたいと思います。この雇用保険法、平成二十一年に二次補正で失業給付特会に入れた三千五百億円を、というより三千五百億円入れておいて平成二十二年に雇用保険二事業に四千四百億円を入れるという作業がその中の一つに入っているわけであります。

まず、このお金の話からしたいと思いますが、年度をまたいで非常に分かりにくい操作であるというところ、それから三千五百億円にしても四千四百億円にしても金額の根拠が全く分からない、それからこれを入れたことによる先の見通しが分からないということ、それから失業等給付からは四千四百億円を貸し出すことによつて九百億円が持ち出しとなつてしまふということ、それから雇用保険二事業の安定資金残高を見ますと、果たして返済は一体この先どうなるのかという見通しが立たないというふうないろいろな点がございいます。やっぱり一つの論点というのは、一体この先のリスクに備えてどれだけのお金を失業給付等の方に残しておくか、あるいは雇用保険二事業の残高に残しておくかという点が問題となろうかと思ひます。

私は、失業等給付の積立金残高を今見ますと、やっぱり三千五百億円をそこに投じるということには納得がいけないなという思いがいたします。平成二十一年度補正入れなくても四兆円以上の積立金残高が残るということになりますので、これは先々の失業等のリスクを考えましてもちよつと多い残高ではないかなというふうに思ひます。

そこで、ちよつと大臣にお伺ひしたいのですが、既に衆議院の議論の中にも出てまいりました、平成二十年十一月十二日の衆議院での厚生労働委員会での民主党の当時のネクストキャビネット

トの厚生労働大臣であられた山田さん、山田議員という方の発言でございいます。私、議事録をそのまま申し上げますので、ちよつとお聞き取りをいただきたいと思ひます。

ともあれ、一番最新のどうか、先月から今月、発表された行政支出総点検会議の資料によれば、二事業分、雇用安定資金の方は一・二兆円に積み上がったというし、そして雇用保険の方は過去最高水準の五・四兆円に迫っている、そう書いてあるので、およそ七兆、埋蔵金がある。しかし、埋蔵金じゃないと言ふけれども、大臣、失業保険の場合に、最高に給付されても二兆七千億円、五・四兆の失業のときに、この私の資料を見ても入ってきているんだから、幾ら積立てしても、いざという場合に、失業が一番最高のときに備えたつて、五千億も積み立てておくか、あるいは一兆円積み立てておけば十分過ぎるほど十分なん、あとはいわずに必要のない積立て、霞が関の埋蔵金なんだ。

これは民主党のネクストキャビネットの厚生労働大臣の御発言でございいますが、「失業が一番最高のときに備えたつて、五千億も積み立てておくか、あるいは一兆円積み立てておけば十分過ぎるほど十分なん、あとはいわずに必要のない積み立て、霞が関の埋蔵金なんだ。」とおっしゃっております。

大臣は、埋蔵金は、今この雇用の失業等給付と安定資金との合わせて幾らあるというふうにお考えですか。

○国務大臣(長妻昭君) 今読まれた国会の質疑とこの背景というの、あるいは時代的な流れなどの背景というの十分承知しているわけではありせんけれども、一般的に埋蔵金という、これは特別会計の中にあるお金ではかの用途にも使えと、こういうような意味合いで埋蔵金という言葉が世間に流布されていると思ひますけれども、その意味でいうと、例えば雇用二事業のお金というのは、普通の税金でたまつたもの、あるいは

は外為特会のように差益が出たものとは違ひまして、事業主が負担したお金、その目的を達成してほしいということで、雇用情勢等で、積立てをして不測に備えと、こういう趣旨でありますので、そのお金が仮に多く積立てになつても、それを直ちにほかの政策目的に使うということにはならないと思ひますので、その意味では、ほかの用途にも何でも使えるという余り金という意味の埋蔵金という意味であるとする、ちよつと違うんではないかと思ひます。

○丸川珠代君 確認ですが、失業等給付の方には国庫のお金も入っておりますけれども、これも埋蔵金ではないという、ほかの用途に流用できるようなものではないというお考えでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今申し上げたのは失業本体ではなくて、雇用保険二事業の件は事業主負担のみのお金ということでありますけれども、失業給付本体部分は被用者つまり労働者と事業主折半のお金と国庫のお金も入っているということでありますので、これも純粋な国のお金ですべてというわけでもございせんので、それが一定の規模になつたときに全く雇用とは異なる政策目的に使っていくということについては私は無理があるんではないかと思ひます。

○丸川珠代君 この山田委員の発言のもう一つの点は、「失業が一番最高のときに備えたつて、五千億も積み立てておくか、あるいは一兆円積み立てておけば十分過ぎるほど十分なん、あとはいわずに必要のない積み立て、」という部分についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) この平成二十年の十一月十二日、今の質疑があるとすれば、そのとき、確かに平成二十年度は今よりも失業本体の積立金が多くて、五兆五千八百二十一億円ということになり今よりも、今、二十二年予算が四兆兆とすると、それよりもかなり高いレベルの段階の質疑だと思ひますけれども、五千億円という発言がありましたけれども、これについては、平成十四年は過去最低で四千億円になつたと。ただ、この過

去最低、四千億円になったときに、これは政府の失態と言ってもいいと思うんですが、年度途中に雇用保険料を上げざるを得なくなったということでごさいますので、決して五千億円というものが十分過ぎるということではないというふうに考えております。

○丸川珠代君 そうしますと、想像の範囲でしかないんですが、長妻大臣は、この山田委員が一番最高のときに備えたって五千億も積み立てておくので十分だというふうにおっしゃった真意は何だと思われませんか。

○国務大臣(長妻昭君) 私も真意は分かりませんが、私も年度の出全部とお考えになっているのか。つまり私の考え方は、危機管理の側面もあるのではないかと。普通の、ほかの特別会計と異なりまして、雇用、失業等にかかわる人生の大きな転機というか、そういうセーフティネットにかかわる予算、会計でございますので、そういう意味では、危機管理の観点から考えると、私は一定の規模が必要だというふうに考えております。

○丸川珠代君 四千億レベルに積立てがなりましたときに年度途中で保険料率等を変えたことについて大臣が今ほどお触れになりましたが、実はこの平成二十年十一月十二日、山田委員も同じようにこの件について触れております。

ただ、その中身はちよつと違うようでございまして、私、議事録読み上げますのでお聞き取りいただきしたいと思います。「雇用保険は、改定時に法律で変えたり、弾力運用で変えたり、この弾力運用というところも非常に気になることだけれども、実際にその実態に合わせて保険料率を変えることはできるわけだ。それは大臣も認めていると思う。私も法律を調べてみたが、そのときの状況によって保険料率を上げたり下げたりすることはできるようなっている。そうしたら、このように二事業合わせて七兆円もの積立金を持つんじやなくて、本当に必要な金額だけをその年その年に積み立てていけばいいのであって、」云々と

なっておりますわけですが、弾力運用で変えたり実態に合わせて保険料率を変えることができるのだからその年その年必要なものを積み立てておけばいいという御発言については、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(長妻昭君) この保険料については、弾力条項等ありますけれども、その枠組みを大きく変更する場合は、これは法律を変える必要があると思います。平成十四年度についても、年度途中で保険料率を変えたときは法律を改正したというふうにも聞いておりますので、それは、論理的には法律を変えればこれはできないことではありませぬけれども、なかなか臨機応変に法律を変えるというのは難しいのではないかと思います。

○丸川珠代君 臨機応変に変えなければいけないほど今残高が少ないのかという、決してそうではないように私は思います。

大臣のお手元に失業等給付の財政収支の試算というものはございませうか。これは、厚生労働省が作った失業等給付のこの先平成二十六年までの財政収支を試算したものでありまして、三つのケースについて二つずつのパターンが示されております。支出が二十二年概算要求ベースで推移するケース、支出が更に三千億円悪化するケース、それから支出がおよそ六千億円悪化して平成二十六年まで推移するケースという三つのパターンについて、国庫の負担を原則の四分の一に戻すのか、あるいは国庫の負担を一三・七五%のままにするのかという試算でございまして。

これで、一番最悪のケースとして想定されているのが六千億円収支が悪化するケースであります。六千億円収支が悪化して、なおかつ、国庫の負担については今のところ、一三・七五にしたときの法律で平成二十三年度からは原則に財源を見ながら戻しませうということになっているわけでありまして、一三・七五のまま財源がなかったもので推移したとしても、しかもこれ、三千五百億円の国庫からの投入がない計算でありますけれども、平成二十五年度までは積立金残高が一兆円を

上回っております。先ほどの山田委員の私が引いてきました発言によりまして、一兆円も積み立てておけば十分過ぎるほどの積立てだという言葉に従いますと、平成二十五年度まではまだ猶予があるという考え方もできるわけでありまして。

現に私も自由民主党でも、これは失業等給付の料率に関するところでございまして、この料率を千分の十二ではなく千分の八にしてはどうかというふうな考えも持っております。来年度のこのものをその年の一月から三月に議論をしても間に合うものは間に合うわけでありまして。そうしますと、まだ最悪のケースを考えた二兆円ほど残高がある平成二十三年度あるいは平成二十四年度、そうしたところを見ながら議論をしても十分間に合うのではないかと思います。財源の厳しい折、こういうお考えをお持ちにはならなかったのでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今のこれシミュレーション、いろいろケースA、B、Cというものの御紹介をいただいたと思うんですが、やはり過去を見ますと雇用情勢というのは非常に先が読めない部分もありまして、景気対策を打っておりますけれども、もちろん二番底ということの可能性としてはまだゼロではないということもございまして、過去の例を見ると本当に急速に下がって、さつき申し上げた平成十四年度のある意味では失態が起こったということもございまして。その意味では万全を期すためにこういう措置をして、ある意味では労働者の皆様方から見ても、ああ、これだけあればもう年度途中で不測の事態も起こらない、枯渇することはないだろうという、ある意味では安心感も持っていたらいいんじゃないかというふうな水準と危機管理の観点から、いろいろなシミュレーション、最悪の事態というのややはり国家でありますので予測しなければならぬということもかんがみて、こういうような措置をとっているところでありまして。

○丸川珠代君 この試算についてちよつとお伺いいたしますが、この六千億円収支が悪化するケースというのは、失業給付の受給実人員が何人程度増加することを前提としておられるのでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) この六千億円の単純な計算でありますけれども、平均受給月額が十二・六万円ということでございますので、割り算をしてそれを、これ月額ですから、十二で割ると約四十万人ということ想定をしております。

○丸川珠代君 この四十万人というのは、過去にこの程度、受給実人員が増えたことはあるのでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) この増加分だけ昭和二十三年から見ますと、昭和二十三年前後の数字はありますけれども、最近では最も多い数字というの、昭和四十九年度から五十一年度にかけて二十二万二千三百五人が増えたというのが最近では最も大きい数字ではないかというふうに承知しております。

○丸川珠代君 戦後の混乱期を除いて最も多かったのは、今昭和四十九年から五十一年の二十二万人程度というお話でございましたが、実は、まだ一年の通算にはなっておりませんが、平成二十一年の四月から平成二十二年の一月、この間、受給者実人員は二十八万人増えております。この二十八万人増えている中でどれだけ支出がこの失業等給付で増加をしたかという、八千七百億円あります。この間、失業率が一・一%悪化をして、完全失業者数は七十一万人増えました。これに次いで受給者実人員が増えたのが平成九年から十年にかけて、九七年の山一証券や拓銀の破綻がございましたあの当時の失業の時代でありましたけれども、このときは受給者実人員は十五万三千六百五十九人増え、その間支出は三千八百十五億円増えております。完全失業者数は〇・八%伸び、完全失業者数は五十八万人増えました。

過去の例を見ても今回が一番失業者を増やした景気の後退であつたということが言えるわけですが、それでも受給者の実人員は二十八万人であり

ました。これは雇用保険を受給する資格がある人がどれだけの数によって必ずしも失業率と連動する数字ではありませんけれども、一般的に正社員が解雇されるよりも非正規労働者が解雇される時の方がこの受給者実人員の伸びは少なくなると思われております。

そういう中で、このリーマン・ショック以降で最もたくさん受給者実人員の増がありました二十八万人を更に上回って、四十万人受給者が増えるという想定がこの試算の最悪のケースであるというわけであります。

私、本当にぞっくりですけれども考えてみて、一体これはどのくらいのことを想像すればいいのか、四十万人受給者実人員が増えるというのはどれくらいなのかと考えますと、百三十万人ぐらゐ最悪だと失業が増えるというような計算になるのかなと。しかも、この試算はその状態があと五年間続くという前提に立っている試算であります。最悪中の最悪のケースというわけであります。それでもなお国庫負担を四分の一ではなく一三・七五%にして、それで平成二十五年まで積立金残高が一兆円以上ございます。これをもし国庫負担を四分の一に戻したとしますと、平成二十五年で残高は二兆六千億円になるわけであります。

私は、これはどう考えても目先のリスクに備えて三千五百億円を失業等給付の会計に国庫から追加投入しなければいけない状況ではないというふうに思いますが、大臣はこの数字をどのように御判断なさいますか。

○国務大臣(長妻昭君) これは先ほども申し上げましたけれども、一つの危機管理プラス、労働者、雇用者の方に大丈夫だという安心感を持っていただくというようなことも重要だというふうに考えております。

二百五十五万人雇用保険に入っていたかどうかということで、もちろん保険料はいただくわけでありますけれども、失業給付はそれ以上の見込みとなつていてあるところであります。いろいろ雇用保険の重要性が増している中、万全を期すという趣旨もございまして今回のこの規模にさせていたいただいております。

○丸川珠代君 万全を期す三千五百億円であつても、そこから四千四百億円貸し出すと九百億円マインスになるわけですが、なぜそれで万全を期すことになるのでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃったように、貸出しというのはございませうけれども、これは貸し出す一方ではありませうで、その貸出しによって失業給付も抑える効果があるというふうにご考えてあります。貸し出されたお金は雇用調整助成金に使われるわけでございますので、この雇用調整助成金というのは失業者を会社の外に出さないという効果もございまして、結果的に失業給付を抑える効果もあるということで、そういう相乗効果も期待できるのではないかとこのように考えております。

○丸川珠代君 雇用調整助成金からの、安定資金の方からお金が返してもらえらる状況になるというのは、まさに景気が回復して雇用調整助成金で雇用を維持しなくてもよくなつてくる状況であるというふうにご理解をいたしますが、そうなりますと、失業等給付の方も給付をする必要がなくなつてくる状態というふうにご考えられますけれども、そういう状況に備えて万全を期す理由がよく分からないのですが、教えていただけますか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられたように、この貸し出したお金が、願わくば景気が急速に回復して、早めに雇用二事業が黒字になつて、そこからどんどん返して短期間で返済を終えるというのが理想でございますけれども、実際問題、我々は全力で景気回復、内閣全体で取り組んでいるところでございますけれども、それがどのくらいの期間掛かるのかというのは予測が正確にはで

きないわけでございます、雇用二事業についても赤字がずっと続いているところでありまして、まずは黒字に持っていくということで、世の中の環境がどういふ状況になれば黒字になるのかというところについてまだ見通しがない中で、すぐに返せる見込みがあればまた話は別なものでございますけれども、そういう長期にわたつて返済期間が設定されるという可能性もありますので、そういうことも考えながら今回の積立金の規模ということにしているわけであります。

○丸川珠代君 もう一点お伺いしたいんですが、雇用対策を去年の秋口からやっておられると思いますが、経済見通しでも失業率を改善すべく努力をした結果を反映しておられるんだと思うんですが、これだけ積立金残高がある中で、なぜ自分たちの雇用対策、雇用政策の効果を見てから投入するということになさらないのかということはどうなんでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) ある意味ではこの積立金は雇用政策の一環であると思ひます。雇用政策は打つて、それが効果が出るまで、直ちに効果が出ない。出るものもあります。雇用調整助成金のようにある意味では多少即効性があるものもございまして、時間が掛かつて効果が見えてくるものもあります。その中で、その対策を打つて効果が見え出してからいろいろ考えるということが適切なのかどうか。我々は、雇用政策の一つとして、やはりその積立金をきちっと確保していくというのもメニューとして打ち出しているところでありまして、これからは怠りなく雇用政策に取り組んでいきたいと思ひます。

○丸川珠代君 もちろん雇用政策には取り組んでいただきたいと思ひますが、自分たちの雇用政策、つまり雇用をつくる事業の方の効果を待っているのではありませんか。一方あるいは雇用調整助成金がパンクする一方だという、そういう御判断なのでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 待っているというのか、先ほども申し上げましたけれども、やはり失業

分野、失業雇用関係というのは国家の危機管理の側面もあります。

この失業保険というのは地方自治体にはお任せしているものではありませんで、まさに国が全国共通制度として最終的に責任を持つて取り組んでいくという、これ信頼が崩れては、あつてはならないという制度でございますので、そういう意味で万全を期してこの積立金の規模にさせていただいてるところでありますし、ほかの雇用政策についても国が直接取り組むものというのは、これはやはり非常に重要度が高い、全国統一的にやらなければならないということで取り組んでいるところであります。

○丸川珠代君 三兆円という積立金残高がある中で、雇用政策も自信を持って打ち出しておられるんだと思ひますから、その効果が待てないほど積立金残高が少なくなるとは到底思ひませんし、ましてや、そこから四千四百億円を雇用二事業に貸し出してしまえば、当然それが返ってくるまでそのお金は機動的には動かせないわけで、失業等給付からしますと九百億円の持ち出しになつてしまふわけであります。これはどう考えても、失業等のリスクに備えて三千五百億円をこの失業等給付に追加するところから貸し出すなり、あるいは直接投入するところから貸し出すなり、あるいは直接投入するという方法を取るべきであつたのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) これも午前中も御指摘をいただいた件でありますけれども、まず、雇用二事業にはかつて税金、国庫というのが投入された前例はないということ。この考え方というのは、雇用二事業については事業主負担のお金だけでやつていくこと。なぜならば雇用調整助成金も事業主への補助であるわけでありまして、そういう考え方の下、ただ、雇用調整助成金などでお金が必要になつてくるということをかかみ、本体の失業給付の部分からお金を貸し出していく。それは、基本的には貸し出す一方ではなくて相乗効果があるということで、失業給付も抑える効果

が雇用調整助成金等にあると。こういうような考え方で、お金を貸し出すという一つの同じ特別会計の中の勘定間の貸し借りということにさせていたわけでありました。

○丸川珠代君 大臣も、先ほど私の同僚の質問に對しまして、前例がないから、あるいは納税者の理解が得られないからという御答弁でございました。

ただ、この雇用保険二事業に関して納税者の理解が得られない点というのはほかにもございまして、大臣がお取り組みになっておられましたスバウザ小田原を始めとするかつて三事業と言われた部分の無駄遣い、これはもう本当に納税者の理解が得られないものでございました。

加えて、今まだ残っております二事業の方にもやはり仕分の対象になったものがございまして。これについては予算を縮減するなどの対応を取られておりますが、しかしながら、まだそうはいっても多くの予算が付けられているものもありまして、こうしたものの整理についても少しお伺いをしたいと思いますが。

雇用保険二事業に関しましては、平成二十二年一月二十二日に総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告がなされております。これは総務省が、平成二十年度実施の雇用保険二事業、百三十四事業、当初予算額およそ二千八百四十九億円のうち、独法の交付金等によるものを除く百二事業、当初予算額にして千三百七十一億円について調査をしたところ、五十八事業、予算額にして九百三十七億円、対象にしたのが千三百七十一億円のうち九百三十七億円が改善を要する実態があるという指摘を受けておられます。

そもそも、どうして、仕分をやったにもかかわらず、後になって総務省が行政評価をやったからこんなにも無駄がありますよと、一層の整理合理化が求められているというような勧告を出さざるを得ないことになってしまったのかというのは非常に疑問を生じるわけでありまして。

例えば、どういふものがあるかといえますと、

労働移動支援助成金というものです。再就職援助計画の対象被保険者に通常の額以上の賃金を支払って求職活動などのための休暇を与える事業主や、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から一か月以内に雇い入れる事業主に助成というのがあるんですが、平成十七年度に始まって、平成二十年度でもまだ執行率が六三％でとどまっています。これに関して、平成二十二年度は前年に比べましても予算が増額されておりました、一億円近く予算が増額をされております。

それから、仕分でも対象になりましたトライアル雇用の奨励金です。仕分のときは若年者トライアル雇用について一部を除いて対象になったわけでありまして、この中高年トライアル雇用であるとか季節労働者等トライアル雇用奨励金、こうしたものについても総務省は指摘をしております、特にこの季節労働者等トライアル雇用奨励金は、平成二十年度の事業執行率はゼロ％であるにもかかわらず、平成二十二年度はまだ予算が付いております。

それから、総務省の指摘の中にはこれぞ事業仕分に当てはめないとおかしいじゃないかというようなことが入っております。職業安定所が本来業務として行っている事務事業と類似する内容又はそのものが含まれているので、雇用保険二事業として事業を実施していることに疑問があるものが一事業見られたとして、失業給付受給者等就職援助対策費というのが挙げられております。これは、失業給付受給者等に対する早期の再就職の促進を図るために、個別の求人開拓の実施や求人情報閲覧体制の整備、これは職業安定所そのものがやる事業ですね。それから、就職支援セミナーの集中的実施、職業相談員による支援の実施等々ありまして、これが平成二十二年度も、十四億ほど予算は減らされておりますが、やはり五十一億予算が付いておりまして、どうして、事業仕分をしたと政府は言っているにもかかわらず、こういうものがまだ二事業に残っているのかという疑問

を持っていますのですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) この雇用二事業については、かつては勤労者福祉という美名の名の下、無駄な箱物が大量に造られたという失敗があったわけでございます。今後はそういうことはあつてはならないということでありまして。

今の勧告につきましては、これは二十年度についての勧告でございます。これは既に今の段階では正されているものも、今一覽表を持っておりまして、あるわけでございます。

今言われたものについて、例えば中高年トライアル雇用奨励金というもののについては、二十年度は予算件数に対する支給件数の割合が五七％及び五一％、つまり半分しかそれが利用されていないというところでございましたので、二十二年予算案は前年の半分の予算にしているという是正をしております。予算の削減だけではなくて、それだけに実際に実効性のあるような形で運営をしてほしいということで、省内を急がせて全部の一つ一つの対応表を作つて、指摘されたものの一つ一つについては是正をしたり改善をするということを心掛けていくところであります。

○丸川珠代君 今おっしゃっていた中高年のトライアル雇用奨励金と、それから季節労働者の方はちよつとまだ予算が残っているのによく分からないのですが、少なくともやっていたいて残っているものもあるの理解しながら、それでもまだ残っているものがあるのはどうしてなのかと思つて挙げさせていただいたものが今言つた労働移動支援助成金であるとか失業給付受給者等就職援助対策費であるわけですか。

こうしたものは、少なくとも今言つた二つというのとは、厚生労働省の中では、今後、事業仕分の対象としては省内の仕分の対象にはなっているんじゃないのか。

○国務大臣(長妻昭君) 今御指摘いただいた事業については、我々としてもきちつと見直しを図っていきたいというふうに考えております。

勧告を受けたものでいいますと、例えば地域雇用開発助成金、これはもう廃止いたします。あるいは中小企業人事担当者や年長フリーターとのジョブミートイングの実施、これも廃止をいたします。ヤングワークプラザにおける就職支援、これも廃止をいたします。若者に対する効率的な集中支援による就職の促進、これも事業を廃止いたします。若年者雇用促進特別奨励金、これも廃止をいたします。地域雇用開発助成金、これも廃止をいたします。

まだまだ廃止するのを決めたものはたくさんございまして、一見何か耳触りのいい名前が必要があるように思えて、その中身を見るとそれ自体がもう優先順位が低いというものと、実はほかでもやっていると、こういうパターンがありますので、かなりこれ集約する必要があると考えておりますので、これは不断の見直しを徹底的にやりたいと思います。

○丸川珠代君 今おっしゃった中には、今回の仕分の対象になりました職業能力開発会に恵まれなかった者に対する実践的職業能力開発支援の実施という事業に対する言及がございまして、これは廃止する云々ではなくて、これは特別会計に移すべきだという結論に達して、今、特別会計の中で事業をするということになっているんだらうと思ひますが、この事業、座学をやりながら一方で実習をする、つまり企業側に実習を引き受けてくださうという依頼をして、多少のお金を入れながら訓練をやつてもらつて実務能力を引き上げるといふような訓練でございます。これについては、つまり職業能力開発会に恵まれなかった者、フリーターや子育て終了後の女性等、ある一定期間、仕事の基礎となる部分、これを培う期間がない状況で就職活動に直面している人たちということになるんだらうかと思ひます。

これについて、一方で政府は、昨年来の私ども自由民主党、公明党が政府にあつたときに始めたことではございますけれども、緊急人材育成支援事業といつて職業訓練と訓練期間中の生活保障の

実施すると、これを始めさせていただいた。この職業訓練というのがまさに非常に基本的な、再就職に欠かせない一番基本の職業訓練を行うための訓練である。これはわざわざ、基金訓練というところで、これまでの雇用二事業がやってきた公共職業訓練とは分離をして行っているものであります。

わざわざすみ分けがしているにもかかわらず、この非常にベーシックな能力を身に付けるものはまたここで、特別会計で事業主のお金でやるということが入っておりまして、仕分の作業の中でも、この職業能力機会に恵まれなかった者に対する実践的職業能力開発支援の実施という事業に関しては、給付金付職業訓練との整合性、これについて指摘がございました。

このすみ分けというものについて今後考えていく必要があるんじゃないかなということが一点と、加えて、今、オフJTと、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJTというのがありますが、この実施というのは相対的に正社員に対してであれ正社員以外に対してであれ減ってきているわけですが、事正社員以外の社員に対して、これ、特に正社員が六八・五％実施しているところ、正社員以外だと三三・二％になるんですね。これ、OJTで見ますと、正社員が五七・二に対して正社員以外二八・三％と、非常にやっぱり有期雇用者、正社員でない者に対する人的資本投資というのは限定的でありまして、かといって、この事業、三万弱にとどまっているというのは、つまり引き受けてくれる企業というのがどうしても限られてしまうという状況にある。こういう中で、実践的なOJTも含めた職業訓練というのを今後どう考えていくのかという一つの論点が浮かび上がってくるわけでございます。

私は、行政だけで一〇〇％、オフJTもOJTも橋渡しをするというのは非常に難しいことだと思ふんですが、大臣は、この辺の職業訓練、あるいは職業訓練と社内、職場に行つてからの訓練との間の橋渡しというものについてどう思われているか。

この二点についてお答えをいただけますでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられたように、職業訓練といったときに、国が直接やるもの、地方自治体が行うもの、民間に委託してやるもの、あるいは専門学校など民間が実施するもの、そして企業の中で実施するもの、いろいろな切り分けがあると思います。それぞれ、当然その橋渡しというのは重要であるというふうに思っています。

委員が紹介いただいた職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的職業能力開発支援の実施というのは、平成二十年度実績で二万三千四百七十八人ということで、この趣旨からいって、人数的に本来はもっと多くの方が受けていただくような仕組み、広報というのが必要ではないかという気もいたしますけれども、いざにいたしまして、このオフJTの受講の割合というのは、平成十九年と二十年度を比べると比率が下がっているというデータもございまして、実際の会社の外で受けた職業訓練が何しろ就職に結び付かないと意味がないわけでありまして、それを就職に結び付けるための橋渡し役というのがどうしてもこれ必要になってくるということで、民間に委託している職業訓練についても、ハローワークなどで責任を持って就職まで結び付ける体制が構築できないかどうか、検討を進めているところでもあります。

○丸川珠代君 もう一点質問させていただいたかと思ひます。

この雇用二事業の方でやっている非常に基礎的な職業訓練であるところの職業能力機会に恵まれなかった者に対する実践的職業能力開発支援の実施と給付金付きの職業訓練、基金訓練との整合性というのをどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今言われた前者のものについては、フリーターとかあるいは子育て終了後の女性など、職業訓練、職業能力形成機会に恵ま

れなかった方を対象にしたものでございまして、確かにおっしゃられたように、現在実施しております基金訓練とダブルの部分があるのかないのか、そこら辺も含めて、事業に重複があつて効率、効果的な運営ができなければ意味がありませんので、これについても、委員の御指摘もありますので一回実態把握をしてみたいと思ひます。

○丸川珠代君 ありがとうございます。是非、重複なく事業が行われますように、効果的な事業の在り方をお考えいただきたいと思います。

先ほど申し上げました職業訓練と、それから企業の職場においての人材育成の橋渡しという点で考えますと、今企業は人材育成する余裕がなくなつてきている中でどうしても即戦力を求める傾向がございまして、ところが、新卒でこれからじっくり育てますという、人を雇う余裕がある企業はいずれすけれども、そうじゃない企業、中小企業であるとか非常に市場の動きが激しいところに対応するような企業というのは、どうしても即戦力を求める企業にならないと。グローバル化する経済の中で、企業は非常に人的資本投資に対してシビアになつてきている中で、社会の中で人育てていくのか、働く人を経験者に育て上げていくのかというのは、今後の非常に大きな問題になつてくると思ひます。

中でも、経験の浅い、労働者としてまだ蓄積がない人たちをどのように就業機会を与えていくかということ考えたときに、私は派遣労働という形態の在り方を、決して一方的に非常に不安定過ぎるのはいけないというふうに見るのではなくて、セーフティーネットをしっかりと手厚くしながら、就業の機会をつくる一つの働き方としてよく見ていく必要があるのではないかと考えております。

以上で私の質問を終わりにします。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。雇用保険法の法案に入る前に、雇用に関連をいたしまして、最初に障害者雇用について御質問を申し上げたいと思ひます。

厳しい景気・雇用動向の中で更に大変な状況は、障害者の皆様の雇用でございます。仕事が減つて最初に解雇をされる実態もあるわけでございます。先日、障害者の雇用率を大きく下回る企業名も公表をされました。障害のある方が一人一人の希望に応じた就職を実現をして、働く障害者を支えていくには社会全体の支援が必要となるわけでございます。

そこでまず、現在の障害者雇用の実情について御報告をいただきたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 最新の数字を集計したのが昨年の六月一日時点でございますけれども、障害者の雇用状況は、全体の障害者雇用率の平均が一・六三％と五年連続で過去最高を更新しております、着実に進展していると思ひます。

しかし、法定雇用率を達成している企業の割合は半数を下回っているということで、これはもう企業の名前を公表を前提とした、かなり厳しい雇用率達成の指導をしております。それにもかかわらず改善が見られなかった企業については、先般、七社の実名を公表をいたしましたところでありまして、今後とも厳しい指導とともに、その支援策と併せてこの就業率を上げていきたいと考えております。

○山本博司君 今お話ございましたように、毎年前進はされておりますけど、まだまだ半数近い企業が達成をしていないという状況でございます。また、障害者別に見ますと、知的障害の方とか精神障害者の方々の雇用というのはまだまだ厳しいのが実態でございますので、是非とも雇用の促進のための政策をお願いを申し上げたいと思ひます。

そして、私も四国とか中国地域を障害者の就労の現場の方々回る中でも、一度企業に就職してもやはり長続きしないで福祉就労とか、職に就けない方々も多いということも伺っている次第でございます。こうした就労後の定着のアフターフォローといひますか職場定着の支援というのも大変大事であるわけでございますし、また、障害者の

就職活動の就業面の支援とか生活面の支援、そうしたことも大事でございます。その中核が地域の拠点でございます障害者就業・生活支援センター、いわゆる中ボツセンターであるわけでございますけれども、この役割というのは大変私は大いだと思います。

ちょうど二年前も香川県のオリーブという生活支援センター、中ボツセンターに訪問していただきまして、就業の支援を二人で、また生活の支援面を一人というところで大変御苦労されているのを見て、特に生活面、もうお一人お一人の家庭に行きながらそういう生活の実態というのを見ながら対応されているということ、大変負担が大いということを実感したわけでございまして、ちょうど二〇〇八年のこの委員会でも、こうした中ボツセンターの拠点数の拡大と支援員の増強ということを質問をさせていただいた次第でございます。

その際に、平成二十三年度までにすべての障害者福祉圏域、三百六十か所と言われておりますけれども、この中ボツセンターの設置する方針で十分努力すると、このような答弁もございました。その意味で、この障害者就業・生活支援センターの拡充状況について御報告をいただきたいと思っております。

○大臣政務官(山井和則君) 山本委員にお答えを申し上げます。

障害者就業・生活支援センターは、身近な地域において就業面と生活面の両方の支援を一体的に行っておりまして、非常に重要な役割を担い、大きな実績も上げております。

そんな中で、平成二十一年度までに設置されておりましたのが二百四十七センターですが、さらに来年度は三十五センターを設置して、合計二百八十二センターを設置、運営する予定であります。さらに、職員の方も必要でありますので、サービスの向上を図る観点から、実情に応じた就業支援担当職員の増員配置を行うとともに、非常勤の生活支援担当職員を一名ずつ、つまり全国で

二百八十二名新たに配置することとしております。

○山本博司君 今回、そういう形で非常勤の生活支援の方が増強されたということは大変喜ばしいことでございますけれども、この福祉圏域三百六十か所というのはまだまだ現状厳しいわけでございまして、やっぱり地域にそうした拠点があるというところは就労支援という面では大変大事でございますので、是非ともその推進をお願いを申し上げます。

同じくそのときに、障害者雇用の質問をした際に、ジョブコーチに関しましてもお聞きをいたしました。

障害者の職場適応を容易にするためにきめ細かな対応を行うのがこのジョブコーチでございます。大変重要な役割でございます。この障害者就労の専門家、ジョブコーチの人数拡充ということもそのときに訴えさせていただきまして、けれども、平成二十三年度までに五千名目標を到達しますという、この目標に関しまして、現状の状況を御報告いただきたいと思っております。

○大臣政務官(山井和則君) 山本委員にお答えを申し上げます。

ジョブコーチについては、民間機関が実施する養成研修により養成しているところであります。が、これらの養成研修の就労者は平成二十年度末までに二千五百七十六人となっており、これに加えて平成二十一年度には約六百人を養成する見込みとなっております。目標の五千人に向かって努力したいと思っております。

○山本博司君 このジョブコーチの役割、大変大事でございますので、障害者の方々の支援という意味で就労の支援大事でございますので、お願いをしたいと思っております。

そして、私も先週の日曜日に香川県の知的障害者の授産施設の竜雲あけぼの学園というところを訪ねさせていただきまして、施設の方とお話を聞いたわけでございます。

そこでは、授産施設で約三十名の方々が花の栽

培と、それからうどんの製めんから、讃岐でございいますので、うどんのめん作りから始まりまして販売をするという、竜雲うどんというのをそこで販売をされたわけでございまして、工賃を上げていくということ、なかなか地元企業の企業に就職して、うどんのめん作りを生かした形の職場がないということ、今就労のA型でやられているわけでございます。

実際、この竜雲うどんの工賃がなかなか低かったということで、前政権の補正予算の基盤整備事業を使いまして大きくうどん屋を改装されて、そして経営コンサルタント、これもその事業の一つの中でのコンサルタントを投入をされて、約もう一年間ぐらい、一回三時間ぐらい、SWOT分析、強み弱みとかという企業のそういう戦略と同じような形のものをい入れながら、どうすればうどなが売れて皆さんに愛されるお店になっていくのかというところを取り組んだそうでございます。

そして、昨年の四月に改装されてスタートして、一年間で約売上げが二倍になって、工賃も約三倍の六万五千円ぐらい収入が入るようになったというところで、私もお店に行きましたけれども、十二名うち十一名が知的障害の方でございまして、非常にはつらつとしたあじさつの中で好感を持たれたわけでございますけれども、こうした工賃を増やしていくという倍増計画、前政権では五か年間の倍増計画ということ打ち出されておりました。現政権でもそれを引き継がれるのかどうか。多分引き継がれると思っておりますけれども、その五か年倍増計画の支援事業にしまして、特に経営コンサルタント事業ということでの拡充をもっとすべきであるというふうに私は思っているわけでございますけれども、今回でもやはり大変この経営コンサルタントの方が入って意識改革ができたということをおっしゃっていらっ

しやいますので、この点についての取組にしましてお伺いしたいと思っております。

○大臣政務官(山井和則君) 山本委員にお答え申し上げます。

障害者の方々の経済的な自立に對しまして、この工賃を引き上げるということは一番重要だと思っております。このことに關しまして、平成二十年度の平均的な工賃は一万二千五百八十七円、平成十九年度は一万二千六百円でしたので、残念ながら全国平均では〇・一%の減額と、これはまあ景気情勢も影響したんだと思いますが、〇・一%の減額となつてしまいました。

しかし、その中で、工賃倍増計画支援事業により経営コンサルタント、山本委員が御指摘されておりました経営コンサルタントを受け入れて取組を改善した事業所だけを見ると、平成二十年度の平均工賃月額は一萬四千四百三十八円、平成十九年度の一萬三千六百六十四円から五・七%の増額となっております。

その一つの要因は、複数の事業所が共同して仕事の分配、品質管理等を一括して行う体制の整備など、事業所間で共同した取組を行っていたからであるというふうに認識をしております。

平成二十二年予算においては、新たに複数の事業所が共同して受注や品質管理を行う事業に對して補助を行うこととしたしました。また、事業仕分においてこの工賃倍増計画もかかったわけですが、やはり必要性があるということで、引き続きこの事業も続けていくことにしております。

○山本博司君 やはりまだまだ、就労のB型とか、そういう経営コンサルタントを入れていくという土壌が、まだまだ認識が少ないということもございまして、こういう啓蒙も含めた形での事業の促進をお願いをしたいわけでございまして、そして、同じくやはりこうした成功されている事例を見ますと、この障害者自立基盤整備事業の基金をうまく活用してやられているところはたくさんございます。東京でも、私、パン工房のケースを見ても、やはりそのパンの機材をこうした基金を使って活用しながらやっていらっしゃる例も多いわけでございまして、ただ、この基金が平成二十四年三月までという形の期間でございまして、やはり多くの方々の声は、こうした基金を更に継

続できるような形で活用していただきたいという
声でございます。

このことに関しましてどのような御見解な
か、お聞きたいと思ひます。

○大臣政務官(山井和則君) 山本委員にお答え申
上げます。

現在、障害者自立支援対策臨時特例交付金の財
源を各都道府県に設けておりまして、これを活用
して地域移行の推進や就労支援の強化を行って
いるところでありますが、備品の購入や増築、就労
継続支援等の実施に對しまして一か所当たり約二
千万円の補助を行っているところであります。平
成二十一年から二十三年度の予算は七百六十二
億円、平成二十二年と二十三年度の執行可能額
は五百五十二億円でありまして、特にサービス提
供事業者が平成二十三年度までに自立支援法に基
づく新体系に移行することを支援するという意味
で平成二十三年度までの期限として設置をされて
おります。

新体系への移行に必要な支援を着実にやりたい
と思っておりますので、それ以降のことに関しま
しては就労状況や工賃の引上げ状況等を勘案しな
がら今後も検討してまいりたいと思ひます。

○山本博司君 是非とも継続ができるように願
ひをしたいと思います。どちらにしても障害者の
雇用、就労というのは大変厳しい状況でございま
すので、引き続き支援をお願いを申し上げたい
と思ひます。

それでは、本論の法案に関しまして質問を申し
上げたいと思ひます。

まず、雇用情勢に關してお聞きを申し上げたい
と思ひます。

我が国の雇用失業情勢、リーマン・ショック以
降の景気低迷によりまして大変厳しい状況に直面
しております。特に派遣労働の方の非正規労働
者に対するセーフティネットの強化というのは喫
緊の課題であるということ認識しているわけ
でございます。

そこで、まず、現下の雇用失業情勢につきまし

てどのような形になっているのか、失業率、有効求人
倍率、最新のデータにつきまして御報告をいた
だきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 今朝八時半に最新の数字
を公表させていただきましたけれども、有効求人
倍率は〇・四七倍ということで、〇・〇一ポイン
トだけ上昇いたしました。これは今年の二月の数字
でございます。完全失業率は四・九％というこ
とで、これは全く同じパーセントであります。

我々としては、持ち直しの動きが見られるもの
の依然として厳しい状況にあると、こういうふう
に判断をいたしております。

○山本博司君 今の状況でございまして、大変厳
しい状況が続いていると思ひます。そうした中で
派遣労働者などの雇止めが社会的な問題となつ
てくるわけでございます。最近の非正規労働者の
雇用状況、このことに関しまして御報告をいた
だきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 非正規労働者の雇用状況
でございますけれども、総務省の労働力調査によ
ると、これ、最新の数字は平成二十一年十月から
十二月期でございますけれども、非正規雇用者数
は一千七百六十万であります。

○山本博司君 こうした状況の、今一千七百六十
万人ということでございすけれども、万が一失
業となった場合でもセーフティネットが張られ
るという意味では、この雇用保険制度の重要性、
大変更に増していると思ひます。

この非正規労働者に対するセーフティネット
の拡大につきましては、前政権のときの平成二十
一年三月の改正時に要領改正で、短時間労働者、
一年以上の雇用見込みから六か月以上と緩和をし
たわけでございます。この改正からおよそ一年が
経過するわけでございます。この適用範囲の
拡大によってどのような効果があったのか、この
実績に關してお示しをいただきたいと思ひます。
○国務大臣(長妻昭君) この推計、実績推定、実
績把握というのは大変難しいわけでございますし
て、現実の雇用保険被保険者数が何人増加したか

というのは把握できないわけでございますけれども
も、推計です、拡大を行わなかった場合に平成二
十一年度以降の被保険者数がどのように推移する
か推計したところ、実際の被保険者数の方が推計
値よりも約七十から百万人多くなっておりますし
たので、これは二十一年改正の六か月以上の雇用
見込みに緩和をした効果として七十から百万人
の方が新たに雇用保険に入れるようになったとい
うふうに推計をしております。

○山本博司君 そういふ効果があつたということ
でございますけれども、今回の改正に關しまして
は非正規労働者に対する適用範囲の拡大が行われ
ております。雇用保険の適用基準である現行の週
所定労働時間が二十時間以上であつて六か月以上
雇用見込みを三十一日以上雇用見込みに緩和する
ことになっていくわけでございます。

これで新たに二百五十五万人の方が雇用保険
の対象になる見込みでございますけれども、この
ように、三か月という形の期間じゃなくて三十一
日以上に日数を緩和をした理由に關しましてお聞
きたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 一つの考え方は、継ぎ目
なく雇用保険に入つていただく必要があるんでは
ないかということでございます。三十日以下に
ついては、これは御存じのように日雇の保険とい
うのがまた別にございすので、そういう意味で
は、三十一日から六か月というところがある意味
では懸案事項というか空白にこれまでであるとい
うことになりましたので、それを埋めるという考え
で今回法案をお願いをしているところであります。

○山本博司君 この適用基準につきましては、こ
れまでは業務取扱要領と、こういう規定をしてい
たわけでございますけれども、今回の改正では雇
用保険法に規定をすることとなっております。

こうした法律事項にする意義は一体何なのか、
この法律事項にすることでのどのような効果があ
るかと考えているのか、お伺いをしたいと思います。
○副大臣(細川律夫君) 雇用保険の適用を受ける

かどうか、これは働いている人たちにとつては大
変重要なもの、言わば国民の権利義務のような、
そういう重要なものでございす。

かつてこの委員会でも、こういうものは法律に
きちつと定めた方がいいんじゃないかと、こうい
うような意見などもいただいております。そう
いうことから、今回、三十一日以上の雇用見込
み、あるいは週所定労働時間二十時間以上とい
うようなものを法律で定めるということにしたわ
けでございます。

○山本博司君 今回の改正では、短時間労働者へ
の適用拡大を図るために、これまでと比較をし
まして財政の悪化が懸念をされているわけござ
います。この改正によりまして雇用保険財政に對
してどのような影響があると考えているのか。平成
二十一年度第二次補正予算では、雇用保険制度の
安定的運営の確保をいたしまして、求職者給付及
び雇用継続給付の国庫負担として三千五百億円の
一般財源を投入したところでございす。今後の
見通しにつきましてどのように考えているのか、
お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほどおっしゃつて
いただきましたように、今御審議いただいている法律
が成立すれば、推計数字でございすけれども、新
たに二百五十五万人が雇用保険の被保険者になるこ
とができます。財政影響としては、二十二年
度で、収入は増えますので三百六十億円の増加、そ
の一方で支出面の予想をいたしましては九百三十六
億円ということ、倍以上支出の方が多いうこと
になります。

そういう意味と、この本体部分、雇用保険の勘
定のところでございすけれども、これについて
も危機管理の側面も含め万全な積立金の規模を確
保をするということ、今回のような規模にさせて
いただいておりますので、よほどのことがない限
りこの積立金で御安心をいただけるのではない
かというふうに考えております。

○山本博司君 それでは、別の面でございますけ
れども、民主党、社民党の昨年の衆議院選のとき

のマニフェストの中には、それぞれ、雇用保険のすべての労働者への適用、また非正規労働者への適用拡大、こういった文言がうたわれておりましてたけれども、その後の民主党、社民党、国民新党の連立三党合意の中におきまして、雇用保険のすべての労働者への適用が盛り込まれたわけでございます。

しかし、今回の改正案を見ますと、二十時間未満また三十一日未満は雇用保険の対象にならないと取れますけれども、こうしたすべての労働者との整合性は一体どのようになっているのか、また、対象とならない労働者への対応はこの雇用保険上どのようなものか、御見解をお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この趣旨につきましては、労働者の方々でもう生計を維持するというようなすべての労働者への適用というようなことで考えているところでございます。その意味で、週に二十時間、週休二日であるとするとい四時間以上ということになるかと思ひますけれども、そういう一つの目安、これは今までの考え方を踏襲しているものでございすけれども、これも法律に盛り込ませていただいているということとであります。

そして、それ以外の施策でございますけれども、雇用保険で支えるだけではなくて、これからお願いをしようと思ひます派遣法の改正なども含めて、トータルの政策として不安定雇用が一定程度安定するよう、そういう措置をしていきたいというふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

午前中、また午後でも議論がございましたマルチジョブホルダーに関しましてお聞きしたいと思ひます。

生計を維持するため、昨今の厳しい雇用状況によりまして短時間労働を強いられる場合も考えられるわけでございます。さらに、働き方も多様化しておりますから、一事業所当たりの週の所定労働時間が二十時間未満であっても、二

事業所以上で働いているいわゆるマルチジョブホルダーと呼ばれる働き方が増えているのが現実でございます。

こうした働き方への適用漏れを防ぐために、二事業所以上の労働時間を通算して認定をするなど、今後、より一層の適用範囲の拡大が求められていると考えますけれども、こうした考え方に關しましてどのように検討するお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 本日に今インターネットなどを見ますと、もう一つの仕事をどうしようというところで、夕方からあるいは夜間の仕事が多く紹介をされているところでございます。やはり二つ目の仕事を持たないと生活が成り立たないという方が多くおられるということで、これへの対応というの大きな課題だと考えております。

これについて、今おっしゃられたような二つの事業所、今現在主たる事業所に着目してそこについての雇用保険の関係で制度が成り立つというような扱いにさせていただいておりますけれども、様々な今おっしゃられたような問題もございすので、我々としては労使の代表がおります会議体の中で検討課題として議論をしていきたいと考えております。

○山本博司君 是非とも検討をお願いを申し上げます。

また、今回の改正では、三十一日以上雇用見込みということで雇用保険に入って保険料を払っても、例えば三か月で離職しなくてはならなくなった場合は、離職の日一年前に六か月以上の被保険者期間がないと支給されないということになるわけでございまして、これは午前中の議論でも、掛け捨てになる場合もあると考えるわけでございす。

本来のセーフティネットの役割を果たしてないのではないかとということで、こうした負担と給付のバランスを考えますと、短時間労働者であつても求職者給付が受けられるようにすべきで

あると思ひますけれども、見解をお示しをいただきたいと思ひます。

○副大臣(細川律夫君) 今の御質問の受給資格要件につきましては、大変難しい問題でもございす。この要件を緩和をするということになりますと、給付と負担のバランスが崩れて給付が多くなるというようなこともございすし、それから安易な離職の繰り返し、こういうことも防止もしなければいけないというようなことでもございす。

そして、委員が御指摘になりました短期間で辞められるともええんではないかと、こういうようなことにつきましては、勤めた短期間のこれを通算できると、こういうようなことで、短期間で辞められる方でもこの制度でセーフティネットは張られるということになるかと思ひます。

いずれにいたしましても、雇用保険を負担をされております労使の皆さん方の御意見もお聞きをいたさなければなりませんので、そういう意味では、労働政策審議会におきまして審議をいただきまして、従来どおりということで結論をいただいたところでございす。

○山本博司君 次に、雇用保険二事業に関しましてお聞きをしたいと思います。

雇用調整助成金、企業が経済状況の悪化などで事業規模の縮小をしなくてはならないときに、一時休業などで従業員を解雇しない企業に對しまして休業手当や賃金の一部を国が助成する制度でありまして、雇用維持に大きな役割を果たしていると思うわけでございす。

この雇用調整助成金の現在の活用状況、御報告をいただきたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この対象労働者数は、直近の数字、本年の二月でございすけれども、百六十一万人ということでありす。利用事業者数は約八万事業所ということでありまして、徐々に減っているということでありす。

○山本博司君 今回の改正で、雇用調整助成金の要件緩和に併せまして、雇用保険二事業の安定的

な運営を確保するために失業給付に係る積立金を使用することが出来る暫定措置を講じているわけでございす。

雇用保険二事業の財源といひますのは現在一〇〇%雇用主負担でございまして、失業等給付の積立金は労使折半の保険料と国庫負担が使われておりますけれども、雇用調整助成金は雇用者側に支払われるために財源構成が異なり、事業間で借入れを行うことはそれぞれの制度の趣旨に合わないのではないかと指摘もあるわけでございす。さらに、借入れを行うのではなくて、雇用保険二事業の雇用保険料率を引き上げることで対応するか、また前回の雇用保険法改正の際に行われました三千五百億円の一般財源を直接二事業に投入すべきであるという意見もございす。

今回、失業等給付の積立金を借り入れまして雇用保険二事業の財政基盤を強化する、このことになった理由に關しまして御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この借入れの件でありますけれども、一つの同じ特別会計の中の勘定間での貸し借りでございますが、これについてはそれぞれの政策が非常にその関連性が強いということとございまして、雇用調整助成金で失業者の方が社外に出ずに社内にとどまっている効果がある、景気が良くなればそこでまた働いていただくというところでありますけれども、そういう意味では、雇用調整助成金がなければ失業者の方が会社の外に出てそして雇用保険の受給が始まるというようなこととございまして、非常に雇用調整助成金、それがあつたことによって失業給付が大きく影響が出てくるという強い密接な関係にあるということが減るということが期待できるということで、そういう貸し借りがなされております。

そして、今の御指摘で、雇用二事業の保険料率を例えはもつと上げたらどうかという御示唆もありませんけれども、それについては、やはり昨今の景況状況でこれ以上の値上げというのはなか

なかなか難しいんじゃないかという判断もございました。

あるいは、この国庫負担を雇用二事業に直入すればよかったんじゃないかというお話もございましたけれども、これについては、今までそういうことがやられていない理由はと考えると、この二事業というのは事業主負担だけで財源構成がなされ、そして、ある意味では事業主に資する、そういうお金の使い方がこれまでされてきたと、こういうような一定の考え方があったというふうに出ておりますので、今回はこういう借入れというような措置をとらせていただきたいということがあります。

○山本博司君 さらに、今回の改正案での返済の方法についてでございますけれども、雇用保険二事業の収支に剰余がある場合には借入額に達するまで失業等給付の積立金に組み入れて返済すると、このようになってございます。しかし、現在のこのような経済状況が続きますと、雇用維持への対策、これを継続をしなくては行けませんので、雇用調整助成金の活用が引き続き行われますと、結果として返済の見通しが立たない場合が起きる可能性もございます。

こうした借入れの返済の見通しという点に關しまして、大臣はどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 例えば、非常に巨額なお金が必要となります雇用調整助成金でありますけれども、二十一年度は第二次補正の後六千六百二十億円掛かります。平成二十二年予算では七千二百五十七億円でございますけれども、経済の状況が一定程度回復すれば次の年度からこの金額は下がる可能性もあるというふうに考えておりますが、これまで二十年度から二十一、二十二年度共に見込みも含めて全部赤字ということでございまして、まあ平成十九年度は二事業で一千九百七十二億円の単年度黒字を達成したということもございます。

いずれにしても、雇用政策を組み合わせ、

そして新成長戦略についても取り組み、そして来月からはいよいよ新しい年度の予算が執行されるというようなことと相まって何とか雇用のパイを広げていきたいと、その中で黒字化を早めに目指して、その中から返済のめどを付けていきたいというふうな考えております。

○山本博司君 この返済の見通しですけれども、この三年間、平成二十六年、二〇一四年までシミュレーションの試算があるというふうにも聞いているわけですが、最悪のパターンとそれから一番早い返済のパターンという形では、どういふうな形になっているんでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) これについて、なかなか返済のシミュレーションというのは難しいわけでございます。今現在、返済のシミュレーションというのはしておりません。

先ほど質問があったシミュレーションというのは、これは本体部分の失業給付の積立金のパターンをA、B、Cに分けたシミュレーションというのは一定のものをさせていただいて公表をいたしましたけれども、この二事業については黒字化の中で返済をするということでございまして、その詳細な予測というのはなかなか立てにくいというのが現状であります。

○山本博司君 そういう面も含めた対応というのを今後御検討をお願いを申し上げます。

続きまして、弾力条項の発動の件に關しましてお聞きを申し上げます。

平成二十二年の雇用保険事業の保険料率というのは、弾力変更の規定を適用しないで、これまでの千分の三・〇から千分の三・五の原則どおりと、こうしているわけでございますけれども、この雇用保険料につきましては、平成二十一年度の一年間に限りまして、労使双方の保険料負担を軽減する景気対策の一環として保険料率を千分の八まで引き下げたわけでございますけれども、今回、保険料率が引き上げることになるため事業主の負担というのが増えるわけでございます。保

険料の納付率、これも低下をするのではないかと
思うわけでございまして、景気に大きく影響する
のではないかと指摘もございします。

こうした影響に關しましてどのように考えてお
られるのか、見解をお聞かせいただきたいと思
います。

○国務大臣(長妻昭君) 今のお尋ねでございま
すけれども、これは雇用保険料の引上げによつて、
二十一年度と比較すると保険料というのが一定の
部分が増えるということでございます。これにつ
いては、いろいろな弾力条項等もあり、本来増え
る部分を抑える措置というのもあるわけござい
ます。

ただ、大変これ雇用情勢が厳しいということ
で、保険料負担も厳しい一方で、先ほど来お話し
申し上げておりますように、失業給付も一定のボ
リュームが必要となる、そして雇用二事業の支出
も大変多くなるといふところで我々としては
お願いを申し上げているところでございますの
で、今後とも速やかに雇用情勢が回復するよう
にあらゆる政策を実行をしていきたいと考えてお
ります。

○山本博司君 この後、若年者雇用に關しまして
質問を申し上げたいと思います。ちよつと遡及適
用の質問は飛ばさせていただきます。

一月の委員会質疑でも新卒者の支援ということ
で大臣にお聞きを申し上げましたけれども、いよ
いよ卒業式が終えて、この四月から新しいスター
トを切ろうというときを迎えるわけございま
す。しかし、今春の卒業予定の大学生のうち五人
に一人が就職先を確保できない事態となつており
まして、就職氷河期ともいえる状況が続いている
わけでございます。こうした状況の背景というこ
とを考えますと、安定志向から大企業への入社を
希望する学生と人材不足の中小企業との雇用のミ
スマッチが要因となつているという指摘も一つは
ございます。公明党は、この中小企業と学生のミ
スマッチの解消に対しまして、中小企業就活応援
ナビ、この創設、また中小企業の情報提供を積極

的に行うように主張しているわけでございます。
こうした雇用のミスマッチの解消、このことが
求められているわけでございますけれども、厚生
労働省として現在この解消に關しましてどのよう
に取り組んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) まずは、厚生労働省とし
ては、例年になく、各労働局が主催となつてマッ
チング、中小企業の方も含め、求職者、新卒の方
とのマッチングというのを今月までで全国で約百
七十回ほど開催をいたしました。かなり実行した
わけで、私も邪魔をしてお話を申し上げたところ
でございますが、そういう措置とともに、実際
に今年はなかなか景気が厳しいから採用を控えよ
うと思つている企業に積極的に雇用をしていただ
く、そしてその雇用については助成金を企業にお
支払いをしていくというふうな、新しく新卒者体
験雇用事業というの始める予定にしております。
これによつて、そういう方々が企業の中で体
験雇用するときに、ああ、こういう方であれば
雇つて企業の力になるんじゃないかと経営者に
思つただけのような、そういうある意味では
体験型のマッチングということも重要ではないか
というふうな考えております。

そして、ハローワークに高卒・大卒就職ジョブ
サポーターという方を千人近く、これは九百二十
八人倍増、前回よりも倍増で配備をするというよ
うなことにしております。その方というのは、
新卒者の方のために学校に行つて、そして職
場に行つて、企業に行つて開拓をしていく、そし
てマッチングをしていくと、こういう方々も配
備をしておりますので、あるいは新卒者で就職が
ない方は、これは厳しい話ですが、職業訓練を受け
ていただいて一定の要件で生活費を月十万円お支
払いすると、こういう措置も始めさせていただ
うというふうな考えております。

○山本博司君 この大学生を含めた、これから、
就職できなかった方の対応を含めまして、しっか
りお願いを申し上げます。

前回の質疑でも、学校を新しく卒業してすぐに職業訓練を受講できる体制ができたというお話がございましたけれども、雇用結び付けの一つの形として意義があると考えられているわけでございます。新卒者はこれまでほとんどハローワークを利用したことがないと思うわけでございまして、こうした周知の工夫をすべきでございます。

この四月からこの職業訓練が始まるわけでございますけれども、新規卒業者向けの職業訓練の内容と、一定の要件で支給される訓練・生活支援給付金の対象につきまして、どのようになっているのか、御報告をいただきたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今新卒者の方で、例えば大卒の方五人に一人がまだ就職先が見付かっていない、就職氷河期よりも数字的には厳しい数字が出ているということでありまして。

そういう方が四月になっても卒業した後就職がないという場合、これは厳しい話でありますけれども、緊急人材育成支援事業という中で、新卒者の方もそこで職業訓練を受けられるということにさせていたいております。その中には、今就職要請が多いＩＴ関係の講座、あるいはいまだに人手不足である介護などの講座、こういう講座を民間の専門学校などをお願いをして、委託をして実施をしてもらう。そして卒業、その職業訓練を終えた後は、その専門学校など委託先の人的コネ、コネというかコネクションでそういう企業に就職の紹介をしてもらったり、あらゆる形で就職、就業率を上げていこうと、こういう取組をしているところでもあります。

○山本博司君 是非とも、今大事な時期でございますので、早い段階での対策、これをお願いをしたいわけでございます。

続きまして、平成二十年四月からスタートいたしましたジョブ・カード制度に関しましてお聞きをしたいと思っております。

このジョブ・カード制度、職務経歴とか学習歴とか取得資格等の履歴に加えまして、職業能力に関する情報について記載されたファイルを活用す

ることで、求職者の就職支援とともに、人材確保や育成に取り組む企業においてもメリットがございます。労働市場のインフラ整備にも大変重要な役割を担っていると考えるわけでございまして、この制度は新卒者のキャリア形成にも大いに役に立つ可能性が期待されております。更なる普及が求められているわけでございまして、この制度の利用状況に関しまして御報告をいただきたいと思います。

○副大臣(細川律夫君) これまでの実績についてまず申し上げますと、平成二十年四月から本年二月末までのジョブ・カード取得者数、これは二十四万人でございます。職業訓練受講者が約七万九千人というふうになっております。

そしてまた、就職率について申し上げますと、訓練終了後三か月後の就職率は、企業を中心に行います雇用型訓練で八八・六％、また専門学校等を中心に行う委託型訓練では七〇・四％と、こういう高い就職率、高い効果を発揮しているところでございます。

○山本博司君 是非ともこのジョブ・カード、普及が更に推進できるような形でお願いを申し上げます。最後に、大臣にお聞きを申し上げたいと思っております。

中長期の視点からという観点でいいますと、こうした若者の厳しい雇用情勢の改善、そのためには、雇用の受皿、この成長戦略、これは欠かすことができないと思っております。そのために、環境とか医療とか福祉とか農業とかいった、こういう成長の可能性の高い分野の育成が重要でございます。

高齢化が一段と進む今後のことを考えますと、医療、介護に対する需要が増すことは間違いございませんし、実際の医療、福祉の有効求人倍率は高止まりをしております。売手市場が続いております。こうした厚生労働分野におきまして、大臣のリーダーシップで積極的にこの成長戦略を提示すべきと考えます。

雇用の受皿拡大に関しましての最後に大臣の決

意をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今厚生労働省内に医療・介護・子育て未来への投資プロジェクトチームというのをつくりまして、若手の職員も参加をして、もうかなり多く有識者の方などを呼んで、そこで政策を練っているところであります。

今おっしゃられたように、医療、介護の分野、必ずしも医者さん、看護師さんなどの専門性が高くなっても、例えば医療クラークのように、日本のお医者さんは何しろ患者さんのお話を聞くと同時にかなりいろいろな事務作業を御自身でされておられるというのが非常に大きな問題となっております。そういう事務作業をサポートするような秘書的な役割をする医療クラークの方々を多く養成する必要もある、あるいは、介護の現場でホームヘルパーの方あるいは施設の職員の方々というの不足をしておりますので、そこで働きながら資格の勉強をしていただいて資格を取るといふような形で、まだまだ雇用の必要性はあるといふふうにご考えておりますので、そういう分野の雇用拡大というのは、これはもういろいろな先生方の研究で、公共事業に比べても同じ金額を投入したときの雇用波及係数、人が、人数がどれだけ必要かというのはいまだに介護が一番でありまして、人手産業でございますので、そういう分野についても、我々、成長戦略具体化が、六月に具体的に提言を政府全体ですというふうになっておりますので、ここできちっと介護、医療への投資というのは未来への投資でもあるんだということを示して、雇用のパイの拡大にも努めていきたいと思っております。

○山本博司君 是非ともよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。今日はおなじみの小池議員に代わりまして私から質問をさせていただきますと思うんですが、雇用情勢は依然深刻なまま推移をしております。とりわけ失業の長期化も進んでいるわけでご

ざいます。共産党は本来すべての労働者が雇用保険の対象となるようにということを強く求めてまいりましたけれども、そうした方向で今回の適用の拡大は当然だと考えますし、改善であるといふように評価をしております。

〔委員長退席、理事小林正夫君着席〕

そこで、まず局長に、今回増えると思われる二十五万人というのがどんな人たちなのかという点についてお尋ねをしたいんですが、労政審ではイメージとして、主たる生計者ではないが、家計を支えるパートさんを始めとして四つの例が示されています。こうしたイメージの二百二十五万人というこの数字はどこから算定されたものでしょう。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。

ただいまの二百二十五万人でございますけれども、これは、総務省の労働力調査、それからまた厚生労働省の雇用保険業務統計、これらを用いまして、週所定労働時間が二十時間以上、そしてまた雇用見込みが六か月未満の雇用者数を推計したものでございます。

具体的には、労働力調査におきます雇用者数、これは五千五百三十九万人でございますけれども、これを基に、雇用保険の被保険者やこの適用除外となります会社の役員、それから六十五歳以上の者、公務員、それから昼間の学生アルバイト、こういうものを除いた上で、就業構造の基本調査等を基にいたしまして、労働時間とかあるいは雇用期間、この割合を換算をいたしまして推計をした数字でございます。

○仁比聡平君 つまり推計値で、厚労省としての実態の調査をこれまでしておられるわけではないんですね。

例えば全労連などが街頭で労働相談をいたしますと、労働者として当然の権利が職場では全然守られてない、実質の無権利状態という状況がよく分かります。例えば残業時間規制の問題や有休の問題もそうですが、その中で、この雇用保険を始めとして本来入っているはずの人が入っていない

い、事業主のところで適正にやられていないという例が数々あるわけです。そうした中でセーフティネットから漏れているという労働者がたくさんいるということが問題になってきたと思います。

今回の改定で、対象者が全員加入できるように、その実効性を持たせる上では、もちろん事業主に対してはそうなんですけれども、労働者本人に改定によって雇用保険の対象になりますよ、あつ、私はなるんですねということを周知徹底するということがかきになるのではないのでしょうか。労働者の側が自らは雇用保険の加入をしなきゃいけないんだということを知ってこそ事業所での加入が進むんだと思うんですね。これまで適用対象かどうかが不明確なグレーゾーンである短時間労働者、パート勤務が多い業種、こうしたところへの調査とともに、そうした業種への集中した加入促進の取組が必要だと思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) まずは、おっしゃられるように、この三十一日以上の見込みというのが国会で審議をされているということ自身御存じない方がある意味ではほとんどではないかというふうに思いますので、かなり大きな広報をしないと届かないという問題意識は持っております。まずは、この二百万事業所がございますこの適用事業所でありまして、五月下旬ごろに、法改正いただければ、はがきを全事務所に送って事業主、事業を運営する方々に対して周知徹底を行うということでもあります。

そしてもう一つは、やはり実際に働いておられる方々にこの情報が届かないと意味がございせんので、これはインターネット、ホームページ等でも周知をし、いろいろなハローワークでうまく伝わるような周知をし、あるいは、これは研究課題だと思ひますけれども、ツイッターのようなものを、これはそういう周知に使っていいのかわいのか私も研究する必要があると思ひますけれども、非常に若い方に広がりのあるメディアというの

今出てきておりますので、そういう研究も含めて取り組む必要があると思ひます。

○仁比聡平君 私自身、サービス残業が大問題になってきたときに、サービス残業は犯罪ですという大きなポスターをかつて作って、町じゅうに張り出したらどうかと提案をしたことがあるんですけれども、労働者、国民の皆さんに周知するということこそ是非取り組んでいただきたいと思ひます。

現実にも今でも、対象者なのに、事業者が労働者に対して、いや、あなたは対象になりませんなんというようなことを言つて未加入になるというケースがたくさんあつて、その実態を正すことが必要だと思ひます。未加入のときは、これまでも二年間遡適用するというシステムがあるわけですから、でも、この遡適用の実態というのは、局長、どれぐらいあるんですか。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。実際の雇用期間は二年以上でありましたけれども遡適用した期間が二年間となった事業、これを特別に集計をいたしました。その結果でございますが、二十一年四月から二十二年の一月まで、この十か月間における遡適用件数、これは三万五千二十五件となっております。これは三万

○仁比聡平君 つまり、十か月で三万五千、年間では四万人近くに恐らくなつておるんですね。しかも、この数字というのは雇用期間が二年以上のものを調べたものですから、二年未満の遡及したものを含めると更に大きな数字になるんだと思うんです。それだけの労働者が、本来雇用保険の被保険者でなければならぬのに未加入となつてきたという、これまでの実態そのものが強制加入であるということに照らしても重大だと私は思ふわけですね。

しかも、労働者の側は実際に失業してハローワークに行つて、そのときにこの雇用保険の加入されてないとかされてるのかということについて、関心を持つのが通常でありまして、仮に未加入だと、失業状態になつたときに、さかのぼつて労働

者の負担分を払わなきゃいけないというような話にもなるわけですね。やはり、最初にいたしますか、つまり働いているときに雇用保険の加入対象なんですというのを周知して未加入者をなくす、そうした意味での国の責任は極めて大きいと思ひますから、先ほど大臣おっしゃられたように、是非周知を図つていただきたいと併せて要望をしておきたいと思ひます。

もう一つ、今回の適用拡大は二百五十五万人と推計されているわけですが、その人たちがすべてに必要な給付がなされるようになるのかという点で、今日も質疑に上つておりますマルチジョブホルダーの問題をちよつとお尋ねをしたいと思います。

これは二〇〇七年の雇用保険法の質疑の際に私も小池見参議院議員が質問をいたしました、二〇〇二年の統計でマルチジョブホルダーは八十一万人ですという御答弁が政府からあつております。

直近の調査では、何人がマルチジョブホルダーで働いているか、その男女の比率、主な理由、それから雇用保険に加入をしている率がどれだけかと。局長、いかがですか。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。平成十九年の就業構造基本調査によりますと、本業も副業も雇用者である労働者、これは百二十九万人、約百三十三万人でございます。

男女の比でございますが、これは平成二十一年の副業者の就労に関する調査、これによりますと、男性が四五・六％、女性が五四・四％でございます。同じ調査によりまして、この理由でございますが、収入を増やしたいからというのが二・七％、自分が活躍できる場を広げたいからというのが二・六・八％、一つの仕事だけでは生活自体が営めないからというのが二・六・五％となつてございます。

なお、マルチジョブホルダーの雇用保険加入率につきましても、雇用保険被保険者が二つ以上の事業所で働いているのかどうか把握できないこと

から、算出することは困難でございます。

○仁比聡平君 百三十三万人ですね。しかも、この五年間の間に、この五年間というのが、二〇〇七年までの五年間の間に二十一万五千人ぐらゐ増えておると。これもうちよつとさかのぼつて八七年からの二十年間で見ますと、ほぼ二倍になつておるといふのが現状でありまして、一つの仕事だけでは生活できない、収入を増やしたいという、本当に深刻な生活の実態がここに表れているのではないかと思ふんです。

(理事小林正夫君退席、委員長着席)

しかも、その調査の〇七年以降の経済危機の下で、副業オーケーですという会社も増えておりました、この以降更に増えておるのが確実なのではないのでしょうか。しかも、男性の比率も極めて高くなつておると。この実態が、雇用保険の加入率にしても、今ほども算定できないというお話だったんだけれども、よく分かつていないというまま検討を継続するということになり続けているということが一体どういうことなのかと私は思ひます。

確認ですが、二つ例えば仕事をしているとして、両方の仕事とも労働時間が二十時間に満たないという場合は雇用保険の関係はどうなりますか。

○政府参考人(森山寛君) 現在の取扱いは、どちらか一つの方、いわゆる主たる賃金を受けているところにつきましても適用関係を考へておりますので、そちらにおきまして例えば二十時間に達していないということになりますと、それは適用されないとということになりますので、要するに両方とも二十時間未満であれば適用されないということになります。

○仁比聡平君 つまり、生活を支えるために必死で働いていても、雇用保険の今回の改定によつても対象にならないというマルチジョブホルダーの方々が現実に出てしまつておるわけですね。

二つの仕事を合せて二十時間を超えていても、片方が二十時間を超えなければ適用にならない

いと。主な方の仕事をリストラされても、これがもし雇用保険の対象になったとしても、もう一つの仕事の副収入というのは、これは失業給付の算定に当たって減額をされてしまうというふうにも伺いました。こうなると、実際に必死で生活を支えて二つも三つも仕事を掛け持ちしている、そのうちの一つ、二つが失業してしまつて生活が成り立たないわけですよ。こうした、生活が成り立たないというふうなことができるだけなくするようというものが雇用保険の存在意義なんだと思うんですけれども。

私は、二つの仕事の労働時間を合わせて二十時間以上というその適用基準を超えたら適用をする、あるいは、そうしたマルチジョブホルダーの方々が、うち幾つかの仕事は失業したときにも生計が成り立つ給付が受けられるようにすると、そういう改定に向けて早急な検討をすべきだと思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) この件については、二つの事業所の時間を合算する、あるいは片方が失業したときにどう考えるのかなど、いろいろな論点があるというふうに承知しておりますので、これについては労使の代表の場である会議体、労働政策審議会で議論をして検討するというところであります。

○仁比聡平君 前政権のときからずっと検討課題のままになっているんですね。このマルチジョブホルダーの方々が大変急増していると私言っていると思うんだけど、その実態をやつぱり政府としてしっかり調査をして、速やかに検討をするべきだということを強く求めておきたいと思ひます。

関連しまして、この失業給付の特定受給資格者の認定が、労働の実態によつてきちんと判断をされて、その実態に見合った手厚い給付がなされるべきだと私は思ひます。

その点で、私は、広島そして山口のマツダ自動車、派遣労働者を元々派遣元に戻すということにしていながら、いったん生産サポート社員とい

うふうに呼ぶ直接工に三か月と一日だけ付け替へまして、その期間が過ぎたら派遣元に戻すという、いわゆるクーリング期間を偽装して、派遣法の最大でも三年という上限規制をクリアしたように見せかけてきた、これは明白な違法ではないかと何度も、特に前の政権に対してですが、この実態を違法だと認めて、一つは直接雇用を指導すべきだということを求めてきました。この派遣法違反あるいは職業安定法四十四条違反については、是正指導がなされたわけです。

ここにかかわつて、雇用保険の失業給付がどうなのか。そうした違法な働き方でも、通算すれば四年も五年も雇用保険に加入して正社員と同じように働いて、しかも雇用保険の保険料も労働者は払っている。最低でも半年は失業給付を受けられるはずなのに、これが直近の派遣元との雇用期間だけで判断されて九十日で切られてしまふ、これは余りにも理不尽じゃないかと、このことを私は改善を求めてきました。

この点について、今年の二月の十日に労働保険審査会の裁決が出されて、私が求めてきたものと基本的に同じ方向での判断がなされたわけですね。少し紹介をしますと、生産サポート社員への切替えと派遣労働者への復帰は、実質的には派遣元の管理下で行われていたことが認められる。すなわち、法律上の義務に形式的に対応するため、派遣労働者の雇用関係を派遣元から派遣先へ一時的に付け替へるための制度にすぎないものと考えられ、ランク制度の運用実態や有給休暇の取扱い等を見ても、たとえ派遣先と雇用関係を結んだとしても、派遣元との契約更新を繰り返したと実質的に異ならない状況にあったものと認められる。したがつて、労働契約の更新と同等の状態にあったものとみなし、期間についてはこれを通算して評価すべきであり、請求人、労働者の側は特定受給資格者に該当すると判断するのが相当であると。ちよつと飛び飛びに紹介しましたが、要旨

こういふ裁決がなされているわけです。まず大臣、派遣切りに遭つてハローワークに行

きます、そのときに、あなたは特定受給資格者に該当しませんというふうに判断をされたということについて、労働者の側には何の責任もないと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) 今、個別の例を出されましてけれども、一般論として申し上げると、今言われた特定受給資格者というのは、倒産、解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がない形で離職を余儀なくされたという方で、同一の事業主の下で三年以上引き続き雇用されていた場合というふうな要件もあるということ、今おっしゃられた案件については労働保険審査会で個別の事情を考慮して裁決を行ったということ、同じような就業形態の労働者について特定受給資格者と認められたケースもあれば認められなかったケースもあるわけで、実態に即してということでございます。

ただ、こういう例が、こういう裁決が出たということについて、私自身も、同一の事業主の下で三年以上引き続き雇用というものについての解釈について、派遣労働者の場合はどういふふうに考えればいいのか。これについては、しゃくし定規に考える一方ではなくて、どういふ考え方が取れるのかということについては今後とも検討していきたいと思ひます。

○仁比聡平君 そのしゃくし定規に考えてはならないということ、この裁決や、あるいは、とりわけリーマン・ショック以降の凶暴な派遣切りの中で、そして、現行法さえ踏み破つて、いつまでも派遣として働かせ続けるために名立たる大企業がこうした違法派遣を行つてきたというその実態によつて私は明らかになっていると思ひます。

元々、この特定受給資格者の認定というのは、これは実質を見なければ判断ができないものだと思ひます。この判断を、最初の処分をするところになるハローワークのところでは労働の実態をきちんと踏み込んで見た上での判断にはならなかった。結果であるかもしれないが、今回の裁決というのはそのことを示しているのではない

かと思ひます。

もう一度大臣に、重ねて恐縮ですが、特定受給資格者と扱われなかったと、派遣切りで一番最初にハローワークに行つた時点、あるいは失業給付が九十日で切られる時点、扱われなかったということについて労働者の側には責められるべき事由というのは全くないと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) そういう角度の御質問で個別の案件になかなか答えるということではできませんけれども、現実として労働保険審査会で個別の事情を考慮した裁決というのが出ているということもございまして、これについては、先ほども申し上げましたとおり、しゃくし定規に一定の規律で判断をするのではなくて、やはり実態も踏まえた判断というのがどうあるべきなのか、派遣労働者の場合の解釈についてこれは真剣に検討していきたいということですよ。

○仁比聡平君 であれば、一般論として、大臣、お尋ねします。特定受給資格者に当たるか否かの判断は、これは職業安定所が行うものですか、これは労働者が判断するものではない。そうした意味では、職業安定所が判断するものであるという意味で、労働者の側には、これは一般論として帰責事由はない。いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 基本的に、この特定受給資格者か否かというのは労働局の判断がありますので、これは労働者の方が何かそれについて責任といひますか、その方の何か働き方のルールが、その方が何か頑張れば変わるというものではない。いまいち、そういう意味では、これはルールとして労働者の方の個人の事情とは関係なく働き方を見ていくことだと思ひます。

○仁比聡平君 そうした中で、この裁決によつて当初の認定というのはこれは取り消されているわけですから、そういう意味で、実態や基準の趣旨に照らして、言わば誤つた扱いだったということをはつきりしたということだと思ひます。

私は、それである以上、行政の裁量で、さかの

はって今回の裁決に基づいた運用がきちんとなされていくべきではないか。とりわけ、この処分があった日から六十日以内に不服審査を申し立てないといけないというふうになっているんですけども、現場では、なぜそんな短いものしかもらえないんですかという質問に対して、窓口では、これ以上はどうにもなりませんというふうな職員の説明がなされているようなケースが多々あるわけです。こうした裁決が出た以上、しっかりと救済をされる、適正な本来もらえるべき失業保険がもらえるようにするというふうにすべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられたように、この審査請求の期限については、これは法令で、処分のあったことを知った日の翌日から起算して六十日以内になければならない、ただ、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったときはこの限りではないと、こういうような規定がありますけれども、この正当な理由に該当するかどうかについては、労働保険審査官及び労働保険審査会法にのっとって適正に判断されるというふうに考えておりますので、その判断ということであります。

○委員長(柳田稔君) 時間だから。

○仁比聡平君 そうした正当な理由の判断が労働者の立場に立つてきちんと行われるように是非強くお願いして、私の質問を終わります。

○委員長(柳田稔君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、西島英利君が委員を辞任され、その補欠として丸山和也君が選任されました。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

本法案でございますけれども、非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化でありますし、また、雇用保険の財政基盤の強化を目指すものであると、こういうふうにご認識をしております。

す。かねて私も社民党もそういう立場で主張してまいりました。そしてまた、鳩山政権の土台である三党合意の中でもそういう記載がございますので、我々は本法案の改正については基本的に賛成でございます。異論はございません。その立場に立ちまして、二、三、関連の質問をさせていただきます。二、三、関連の質問をさせていただきます。

昨年三月二十四日に、国際労働機関、ILOが、日本で失業保険の給付を受けていない失業者の割合が七七%に上ると、これは先進国の中でも非常に悪い、最悪の状態であるという、こういう発表をいたしました。例えば、ドイツとフランスが一〇%、アメリカでも五七%、こういう中で日本が七七%というのはある意味で驚きを持って受け止められたわけでございます。

私は、このことについて、昨年五月、この参議院の予算委員会が当時の外添厚労大臣にも質問をしているわけでありまして、改めて、政権が替わりました、一年前の話ではございますけれども、長妻大臣に、このILOの発表、無保険失業者の比率が日本は七七%と非常に高い比率である、この結果をどのように認識し、評価をされているのか、お聞きをしたいというふうに思っています。

あわせて、このような水準になった要因についてどう受け止めておられるのか、そして、今回の雇用保険法の改正がこれは是正にどの程度寄与するということふうに見ておられるのか、まとめてお聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられたように、ILOの発表で、完全失業者に占める雇用保険を受給していない人の割合は日本国は七七%ということ、これは私もかなり高い数字だと率直に思うわけでありまして。同じ時期のデータで、アメリカ五七%、イギリス四〇%とか、ドイツ一三%とかですね。

ちよつとほかの国のことを調べてみますと、ほかの国に対しては、これは雇用保険以外の税金というか国庫負担の給付も入れて計算をしていると

いう部分もあるようでございまして、一概には高い低い若干平仄が合っていない部分もありますけれども、ただ、これについては是正をする必要があるというふうにご考えておられて、まさに今回の法案についても三十一日以上ということで拡大をしていくという措置をさせていただいておりますが、やはり特にヨーロッパ諸国に比べてそういう雇用の下支え機能あるいは職業訓練機能などが不十分であるという指摘をいろいろいただいておりますので、これについて、休職者支援制度などほかの制度も含めてトータルで下支え、あるいは職業能力開発分野についても注力をしていきたいと思っております。

○近藤正道君 分かりました。

これに関連して、今日、お二人の方からも質問が出ましたけれども、私も、マルチジョブホルダー、複数の事業主に雇用されている労働者の問題について若干お尋ねをしたいというふうに思っております。

今回の法改正では週二十時間以上の方が対象になるわけでありまして、数として二百五十五万人の方がこの恩恵を受けるということでございますが、それはそれで大きな私は前進だと、こういうふうに評価をいたしますが、しかしその一方で、週二十時間未満の雇用者、この人たちは相変わらず雇用保険の対象にならないと。しかも、この人たちが四百十三万人ぐらいおられるということでございます。

なぜ週二十時間、そこで線を引くのか、これもこの間御議論がありました。自らの労働によって生計を立てている労働者、これを雇用保険の対象にしていくということでありまして、そこで線が引かれるということでございますが、しかしこれは、本会議でも議論がございましたけれども、週当たりの労働時間、これは事業主ごとに把握をされておいて、まあよく言えばマルチジョブの人、あるいは悪く言えば細切れ雇用、ワーキングプア、こういう状態の人たちが大量にこの雇用保険のらち外に置かれているわけでございます。

今ほど話がありましたように、主要な事業主で週二十時間に満たなくとも、複数の事業主におけるその就労を合計すれば二十時間以上という人は、やっぱり相当私はいるといふふうに思っているんですけど、ところが、ちよつと前までは、これが労働の多様化とか、あるいはマルチジョブホルダーなどという片仮名の格好いい名前で隠されておりましたけれども。私なんかはサラ金の多重債務の人たちと付き合うことたくさんあったんだけれども、みんな猛烈にそういうサラ金に追つかけていて、このこともあって一職場に一定時間以上勤めることができない、短時間で複数の仕事を掛け持ちをしながらもう本当に体の限界まで働いておられる方をたくさん見ているわけでございます。

先ほど来いろいろ紹介しましたけれども、これが〇七年に百万を超えているわけですね。その後のいわゆるリーマン・ショックがあるわけでありまして、私はこの数は相当やつぱり増えていると、そういうことは間違いないというふうに思っておりますが、依然として厚労省は、今回レクで実態を聞いても、その数を把握していないと。しかも、これは去年の、ちよつと二年前でもこの参議院の厚労委員会、マルチジョブホルダーについては実態を把握しようよと、しなきゃ駄目だという附帯決議まで出されているにもかかわらず、その後の作業が全く私は進んでいないと。

私はこれは、政権発足後まだ半年しかたっておりませんので皆さんに言うのは酷だということとは重々承知をしながら、部会でも、その実態把握に努めなきゃならない、あるいは決議も一年前にされているにもかかわらず全くその数を把握していないというのは、私はこれ、厚労省の取組としては少し怠慢なんではないかなと、こういうふうには思えてなりません。本当に困っている人はまさにここにいますのであります、雇用保険にも入れない、かつ安定した職場ではない、文字どおり対極の、まさに不安定の極にあるような仕事を幾つ

か掛け持ちをしながら体力のぎりぎりのところで働いている人々を救わないで一体だれを救うのかと、こういう思いがするわけでございます。

是非、厚労省として、マルチジョブの人たち、本当に掛け持ちで頑張っている人々をどうやってやっばり救っていくのか、実態をとにかく早急に把握をしていただきたい。把握をした上で、一体どういう道筋でこれを立てていくのか。今労政審で審議してもらおうという話あったけれども、少し悠長過ぎるんじゃないかなというふうな思いが非常にするわけでございますけれども、大臣、率直な、私はちよつと怠慢というふうなことを言っているわけでございますけれども、どういふふうにされていくのか。今ほとんど議論はありましたが、改めて大臣の決意といましようか、実態調査とにかく早急に取組むというお考え、是非聞かせていただきたい、こう思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられたように、この就業構造基本調査による推計数字で、二〇〇七年については、いわゆる複数の仕事を持つておられる被用者、雇用者は百三万人という数字、出させていただいています。

そして、答弁でも申し上げたけれども、労政審の場で検討するというところでございますが、検討するにしても、その前提の実態が分からなければ検討しようがない部分もありますので、この実態把握はしていきたいと思ひます。

そこで、私としては、複数で働いておられる方をサンプル調査を指示していきたいと。これについて、複数で働いておられる方を何人かピックアップをさせていただいて、それぞれ何時間ずつ働いておられるのか、今回の要件で当てはまる形というのは何%ぐらい全体に占めるのか、そういうまずサンプル調査を取り組んで、そして実態の把握に努めていきたいということで、まずはその調査を指示してまいりたいと思ひます。

○近藤正道君 ありがとうございます。

はマルチジョブの人は非常に多いですね。そしてまた、昨年来、生活保護の母子加算のことでいろんな議論がありました。院内集会等でヒアリングをしますと、大体母子家庭で頑張っている人は大体マルチジョブ、複数の仕事で働いていますよ。先ほど来いろいろ議論を聞いていても、とにかく非正規の人が多く、そして男性よりも女性の方が多く、シングルマザーが多い。これはもう非常に傾向としてははっきり出ておりますね。まさにナショナルミニマムの問題ともやっばり連動してくるわけでありますので、サンプルでも何でもいいんで、ある程度の傾向をとにかく速やかに出して、それに基づいてしっかりとしたりやっばり方針を、方向を出していただきたい。

今、サンプルでやられるというふうな前向きな御答弁がありましたので、是非、長妻大臣、言ったことはしっかりとやって、いや、さすがやっばりいうふうに言われるように頑張ってくださいと強くお願いを申し上げて、かつ期待をさせていただきますというふうに思っています。

最後の質問でございますけれども、三月十九日に派遣法の改正案が閣議決定をいたしました。いよいよ派遣法の改正案が参議院から始まって、大臣そして細川副大臣、本当に御苦勞さまでございました。一日も早くこれを提案どおり可決、成立させたいものだ、こういうふうに思っております。

しかし、この改正の中で原則禁止というものがうたわれております日雇派遣、あるいは登録型派遣、これはいずれも原則禁止、非常にいいことだと思いますが、これが打ち出されたことなどもありまして、もうやっばりその業界はこれに代わる次のビジネスをいろいろ検討している。

今日、配付資料で、フリーシフトとかあるいは日々紹介サービスというものを、新聞記事あるいはホームページを皆さんのところに差し上げさせていただきますけれども、これについては派遣法の抜本改正をこの間一生懸命求めてきた人々

ちの間から、これは新たな日雇派遣の脱法行為ではないか、あるいは登録型派遣の脱法行為ではないか、これはやっばりきつと実態を調査をして、必要なチェックあるいは規制をやっばり検討していかないと大変なことになるのではないかと、こういう危惧の念が非常に強まっているわけでございます。

大臣でもあるいは副大臣でも政務官でも結構でございますけれども、この日々紹介事業、つまり会社の人事部門を完全に請け負って、人の採用とか面接だとか、あるいは交代勤務、シフトだとか、あるいは勤怠の管理だとか給与支払あるいは勤務管理、こういうものを全部代行すると。そういうものを全部やっばり会社に人を送り込む。確かに直接雇用というところは一步前進なのかも知れませんが、せめて、こういうことがまかり通りますと、労働基準法の賃金支払の原則だとか、あるいは雇主の安全衛生管理責任だとか、あるいは、つまり労働者供給を禁止した職安法の四十四条とか、こういうものとの間に微妙な違いが生まれるか、違反しているんじゃないかと、こういう問題がいろいろ出てくる。

あるいはフリーシフト、これも登録派遣の私は脱法ではないかと思っているけれども、登録だけしておいていつでも仕事ができますよと、好きなときに好きな形で仕事ができますよ、こういう触れ込みなんだけれども、実際は全く連絡が来ない場合もある、あるいは好きなときに好きなやり方で仕事ができるというも実態はそうではないとか、見方によっては登録型派遣のまさにすり替えのようなこういう業務がかなりここへ来て急速に増えてきている。

そして、このことについて厚労省の皆さんに、一体実態はどうなっているんですか、新聞等には、こういう業務が非常に増えてきている、しかしいろいろ労働基準法上の問題はたくさんあるという指摘があるにもかかわらず、厚労省の皆さんに聞いても全く把握をしていない。これ、是非一度その実態を調べていただいて、どこに問題があるのか皆さんなりに是非私は調査をしていただきたい。

派遣法を改正しても、イタチごっこでいろいろなものが出てくるという話は前から言われてきたわけでございますけれども、今日は第一弾として、この日々紹介だとかあるいはフリーシフトという最近非常にやりの働き方を二つ紹介をさせていただきます。皆さんがどういふふうにご二つの業務について認識をされているのか、どこに問題点があるというふうな今現在見ておられるのか、認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 今言われた日々紹介事業やフリーシフトというのを初めから予断を持たずに見ていく必要がある。すべてもちろん問題だということではないのでしうから、一つ一つ見ていく必要があるというふうな考えをしております。例えばフリーシフトにつきましては、うたい文句としては労働者が希望するときに働けるということでありまして、それがそうではなくて会社が希望するときにだけ働けないというふうなことになる。使用人は賃金、労働時間、休日などを書面で労働者に明示しなければならぬというふうなことであります。この規定に照らして、適切になるように監督指導をする必要性が出るケースもある可能性はあると思ひます。その意味で、一度このフリーシフトについて、これ実態把握をしたいと思っております。ただ、国家がやみくもにいろいろ調査をするとなると、これは余り良くない面もありますので、適正な調査がどういふ形でできるのかも含めて検討をしていきたい。

これは、雇入通知書の休日の欄に特になんというふうな書かれているものもございまして、それがいわゆるフリーシフトだとすると、現実にはどういふような労働になっているのかということについて我々としては一定の調査をしていきたいと思ひます。

○近藤正道君 日々紹介はどうなんですか。

○国務大臣(長妻昭君) 日々紹介につきましても、これも基本的には、直接雇用で短期の雇入れということとは、直ちにこれ法律に抵触するわけではありませんけれども、今言われたように、全部人事機能が例えば外にあって、派遣的な形で雇用というのが常態化をして、しかも法令に抵触する可能性があるというようなことがないかも含めて、この日々紹介事業についてもフリーシフトと同じような調査手法で一度、これはサンプリックになると思いますけれども調査をしてみたいと思います。

○近藤正道君 分かりました。

派遣のときもきつとそうだったんですけれども、最初は昼間の学生のアルバイトとか、そういうところから始まるケースがやっぱり多いと思うんです。本当にその中でもって生計の中心を支えるというんではなくて、補助的なところから始まる。しかし、現下の非常に厳しい雇用情勢の中で、そういう補助的な業務ではなくて、文字どおり労働のその中心をこれでもって生活をしたいという、そういう人たちのところにそういう働き方がどんどん入ってきている。そういうことがありますので、是非これについては、何でもかんでもというふうには私は言うつもりはありませんけれども、是非厚労省としてもウオッチをしっかりと、そして必要な規制はやっていただきたいというふうに思っているんです。

このことについていろいろ厚労省に聞きますと、とにかくニーズがあると、そのことを前面に出して対応されるんですけども、ニーズがあるから我々は手を出さないというんなら、それなら労働省なんて要らぬわけですよ、厚労省なんというのね。それは経産省だけあればいいわけで、厚労省なんて要らないわけで、厚労省が何であるのかということ、そのニーズの陰に隠れて働く者の権利がやっぱり脅かされる、そういうことはあってはならないということのために厚労省というのがあるわけでありまして、とにかくこの二つについてはしっかりとやっぱり実態を把握をし

ていただきたい。

私、またいずれ機会がありましたら、このことの問題点についてお聞きをしたいというふうにしておりまして、是非しっかりと調べて、問題点を押さえた上で、せっかく労働者派遣法を抜本的に改正したのに、またそういう別な形で抜け道がばっこするということ、そういう事態は断固としてやっぱり阻止をしていただきたい。強く要望を申し上げまして、時間はもう五分ほどありますけれども、今日も皆さんに協力をして早めに終わらせていただきたいと思っています。

ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について衛藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。衛藤晟一君。

○衛藤晟一君 ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・改革クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

鳩山内閣が発足して半年、一兆三千億円もの緊急経済対策関連補正予算が組まれたにもかかわらず、失業率は四・九％、有効求人倍率は〇・四七倍と、依然として厳しい状態にあり、なお出口の見えない状況が続いております。

厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば、平成二十一年の労働者一人当たりの平均現金給与総額は前年に比べて三・八％減少しており、年収四百万のサラリーマン世帯で見れば、十五万円もの減少となっております。また、平成二十二年においても、政府の経済見通しでは、雇用者報酬は平成二十一年度と比べて更に〇・七％の減少が見込まれております。

こうした中で、政府は、平成二十二年度の雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び介護保険の保険料をそれぞれ機械的に引き上げようとしております。これによると、社会保険料負担の増加額は、年収三百七十万円の平均的なサラリーマンの

場合、年間約四万円を超えており、中小企業を始めとした事業主にも同額以上の負担増が生じます。マクロベースで見ても、雇用保険で約五千億円、協会けんぽで約八千億円など二兆円を超える大幅な社会保険料負担の増加となります。給与収入は減少し、更に社会保険料負担が増加すれば可処分所得はますます減少し、日々節約を余儀なくされているサラリーマン世帯にとって、踏ん切りがたつたものであり、さらにはますます消費が冷え込み景気回復に水を差すことにもなりかねません。

平成二十二年度の雇用保険の失業等給付に係る保険料率については、政府の説明では、本来は千分の十六が原則であるところ、法律が定める弾力条項の範囲内の下限として、千分の十二とするとされております。これは実は言葉のまやかしかであり、二十一年度は法律改正による特例措置として千分の八とされておりましたから、千分の八から千分の十二へと実に五割も引き上げられることとなります。事業主はこれに二事業分の料率の引上げの千分の〇・五まで加わるのです。

一方、失業等給付に係る積立金残高は、仮に平成二十二年度に失業等給付の積立金から雇用保険二事業に四千四百億円の繰入れを行ったとしても、なお約四兆円と見込まれます。過去最大の単年度赤字でも約一兆円であり、その後の適用拡大を考慮に入れても、失業等給付に係る保険料率を今直ちに二十二年度に引き上げなければならぬという状況にはありません。そもそも積立金は好況期に積み上がったものを不況期の支出増加に充当するという調整の制度であります。まさにこのような不況時にこそ積立金を活用し、労働者や事業主の負担増を抑えるべきではないでしょうか。

本修正案は、現下の厳しい経済状況にかんがみ、サラリーマンの方々及び事業主の経済的負担の軽減措置を図るため、平成二十二年度における失業等給付に係る保険料率を平成二十一年度と同様に千分の八とするものであります。

本修正により、平成二十二年度の雇用保険料収入は約六千億円の減少が見込まれますが、先ほど

述べた積立金残高の水準やこれまでの失業等給付に係る収支状況を踏まえれば、また、政府は失業等給付に係る積立金から雇用保険二事業への繰入れを図ろうとしていることからしても、雇用保険財政の運営が行き詰まるとは考えられません。

委員の皆さんも、地元中小企業の厳しい経営状況やそこで働いておられる方々の厳しい家計状況については御存じのことと思います。厳しい経済状況が続く中では、政府原案を修正して保険料率を引き下げることが国民生活の支援につながることを確信しております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(柳田稔君) ただいまの衛藤君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。長妻厚生労働大臣。

○国務大臣(長妻昭君) 参議院議員衛藤晟一君提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(柳田稔君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○石井準一君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提案の雇用保険法等の一部を改正する法律案に対して反対の立場から、自由民主党・改革クラブ提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案に対しては賛成の立場から討論を行います。

まず、政府提出の雇用保険法等の改正案について、反対の理由を申し上げます。

反対の第一の理由は、勤労者所得が減少しているなどにもかかわらず、失業等給付の雇用保険料率を〇・八％から一・二％に五割も引き上げる点であります。

政府の毎月勤労統計調査によると、昨年の現金

給与総額は前年比約三・八％も減少しております。また、今年の経済見通しを見ても、雇用者報酬は更に減少する見込みであります。

こうした中、政府は、雇用保険を始め、健康保険、厚生年金保険、介護保険の引上げを行おうとしているのであります。年収三百七十万の勤労世帯で年間四万円の負担増となります。マクロベースで見ても、雇用保険五千億円、協会けんぽ八千億円など、二兆円を超える社会保険料の負担増となるのであります。また、中小零細企業においても厳しい経営状況が続いており、この度の負担増は大変厳しいものであります。与党の皆様方もこうした現実を理解しているのでしょうか。

反対の第二の理由は、失業等給付の積立金四千四百億円を雇用保険二事業に貸し出そうとしている点であります。

政府は、三千五百億円の国費を失業等給付に投入して、その積立金から雇用保険二事業に四千四百億円も貸し出すといった措置をとろうとしております。雇用保険二事業については、雇用調整助成金の支出増加に伴い、財政状況が短期間で大幅に悪化しているのは理解をいたします。しかし、複雑な手法で貸し出すというのではなく、直接雇用保険二事業に国費を投入すべきではありませんか。

反対の第三の理由は、本法案は民主党のマニフェスト違反の法案だからであります。

民主党のマニフェストには、すべての労働者に雇用保険を適用すると明記をされております。労働基準法や労働契約法など労働法制では、労働者は、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者とされており、本法案では、二十時間以上、三十一日以上見込みの労働者にしか雇用保険は適用されないものであります。週二十時間未満の労働者が四百三十万人もおります。また、いわゆるマルチジョブホルダーは、一人の事業主の下で二十時間以上働かなければ対象になりません。さらに、登録型派遣労働者なども対象から漏れるのが多く生じます。本法案では、このようにすべ

ての労働者が雇用保険の適用対象となるわけではなく、細切れで働かざるを得ない労働者の期待を裏切るものであり、明確なマニフェスト違反なのでありませんか。

次に、雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案について賛成の理由を簡単に申し上げます。

先ほど触れましたように、給与総額の減少や中小企業の厳しい経営状況等の中で、雇用保険料の引上げによつて国民や企業の負担増を強いるのは許されません。失業等給付の積立金残高は、仮に四千四百億円を二事業に繰り入れたとしても約四兆円もあるのであります。こうした積立金残高や今までの失業等給付の収支状況等を考慮しても、直ちに雇用保険財政が行き詰まることはないということは明白であります。したがって、是非とも、この度は二十一年度と同様に、雇用保険料率をむしろ据え置くべきではありませんか。長妻大臣は、国家の危機管理の側面もあると答弁をしておりますが、普天間移設の問題を始め危機管理が全くなっていない鳩山内閣が何をかいわんやであります。

国民の生活が第一を掲げた民主党を始めとする各委員の皆さん、我が党の提出の修正案を受け入れて、労働者や事業主の負担増を回避するという英断をすべきであると思ひます。皆様方の良識ある判断をいただき、是非とも修正案に賛成をしていただきます。

以上、政府案には反対、修正案に賛成の討論を終わります。

○委員長(柳田稔君) 他に御意見もないようですから、討論は終了したものと認めます。

それでは、これより雇用保険法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、衛藤君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柳田稔君) 少数と認めます。よつて、衛藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。長妻厚生労働大臣。

○国務大臣(長妻昭君) ただいま議題となりました介護保険法施行法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置は、平成二十二年三月三十一日限りで失効することとなっております。

しかしながら、本軽減措置の対象となる方が依然として多数に上ることから、本軽減措置の終了によつて、これらの方の施設利用の継続が困難となることのないよう、本軽減措置を延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について、有効期限を当分の間延長することとしております。

なお、この法律の施行期日については、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(柳田稔君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

(参照)

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中附則第十一条の改正規定を次のように改める。

附則第十一条中「平成二十一年度」を「平成二十二年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成二十二年における第十二条第四項の雇用保険率については、同条第八項の規定は、適用しない。

この修正の結果歳入減となる見込額

この修正の結果平成二十二年において約六千億円の歳入減となる見込みである。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療崩壊を食い止め、患者負担の軽減により安心して医療が受けられることに関する請願(第四三九号)

一、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願(第四四〇号)

一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質的向上に関する請願(第四四二号)

一、保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願(第四四三号)

一、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願(第四四四号)

一、保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願(第四五二号)(第四五三号)(第四五四号)(第四五五号)(第四五六号)(第四五七号)(第四五八号)

一、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願(第四五九号)

一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)(第四六三号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)

一、細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現に関する請願(第四六七号)(第四六八号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七二号)(第四七三号)

一、労働者派遣法の抜本改正に関する請願(第四七四号)(第四七五号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第四七九号)(第四八〇号)

一、大量解雇の中止・撤回、緊急の生活支援と労働者派遣法の抜本改正に関する請願(第四九五号)

一、後期高齢者医療制度廃止などに関する請願(第五〇〇号)(第五〇一号)

一、後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇五号)

一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質的向上に関する請願(第五〇六号)

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願(第五〇七号)

一、最低保障年金制度実現に関する請願(第五〇八号)

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高

第七部

厚生労働委員会会議録第十号

平成二十二年三月三十日

【参議院】

齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)

一、後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する請願(第五一三号)

第四三九号 平成二十二年三月十二日受理
医療崩壊を食い止める、患者負担の軽減により安心して医療が受けられることに関する請願

請願者 名古屋市長区滝ノ水五ノ三二五
佐藤和之 外千名

紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第一七三号と同じである。

第四四〇号 平成二十二年三月十二日受理
現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願

請願者 名古屋市名東区一社四ノ一〇九ノ
一ノ一〇三 矢野友子 外九百九十九名

紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四四二号 平成二十二年三月十五日受理
パーキンソン病患者・家族の療養生活の質的向上に関する請願

請願者 愛知県知多郡東浦町大字石浜字午
池一ノ一 関和子 外八百二十六名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四四三号 平成二十二年三月十五日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 沖縄市与儀一八五 小渡俊一 外二百四十九名

紹介議員 森田 高君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四四四号 平成二十二年三月十五日受理
現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願

請願者 鹿児島市光山一〇ノ二三 永尾スミ子 外九百九十九名

紹介議員 横峯 良郎君
この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四五二号 平成二十二年三月十六日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 京都府向日市上植野町地後八ノ九
築地主 外九百三十四名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四五三号 平成二十二年三月十六日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 京都市左京区北白川追分町三八ノ
四ノ二〇二 吉田茂 外九百三十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四五四号 平成二十二年三月十六日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 札幌市東区東苗穂十二条二ノ一一
ノ三 曾我美和子 外九百三十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四五五号 平成二十二年三月十六日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 東京都足立区中央本町四ノ一九ノ

二一 古賀進 外九百三十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四五六号 平成二十二年三月十六日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 山形県米沢市城南二ノ三ノ一二
安齋ゆり子 外九百三十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四五七号 平成二十二年三月十六日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 島根県大田市市長久町延里二五一
森脇晶 外九百三十四名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四五八号 平成二十二年三月十六日受理
保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願

請願者 大阪府吹田市山田東一ノ九ノ四ノ
四〇二 今西千恵子 外九百三十三名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四五九号 平成二十二年三月十六日受理
現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願

請願者 栃木県佐野市高萩町三二八 井腰秋 外九百九十九名

紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四六〇号 平成二十二年三月十六日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 京都府京丹後市大宮町善王寺四一
五ノ一 石田新一 外三百三十七
名

紹介議員 井上 哲士君

貧困と格差をなくし、安心して働き、暮らせる社会を実現することは、切実な願いであり、実効性ある雇用と働き方のルールづくりが必要である。労働者派遣法や労働基準法の改悪で、非正規労働者は労働者全体の三分の一にも達し、有期派遣、請負、委託など不安定な労働契約の下、生活できない低賃金に置かれ、突然解雇・雇止めされる不安にさらされている。ワーキングプア（働く貧困層）が一千万人を超えるなど、雇用破壊の下で労働者の賃金は下がり続けている。一方、正社員の四人に一人は健康を損なうほど長時間・過密労働を強いられ、過労死や自殺が続発している。働く者や中小企業を犠牲に、一部の大企業だけが利益を上げ続けており、この利益を適正に配分し、雇用と働き方のルールを確立すれば、ワーキングプアや過労死をなくし、人間らしい働き方と暮らしを実現でき、地域経済の衰退や中小企業の経営難も解消される。米国発の金融不安、景気後退を理由に、首切りや賃下げを強行することは、生活破壊を進め、内需を冷え込ませる悪循環になり、日本経済の再生のため、労働者の生活を改善し、男性も女性も仕事と家庭生活が両立できるようにする必要がある。

ついては、労働者が将来に希望を持ち、人間らしい働き方と暮らしができるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、首切り・人減らし「合理化」を厳しく規制するとともに、雇用と生活の安定による内需拡大を進めること。

国際的な金融不安・景気後退の付けを労働者に押し付けないこと。中小企業等への支援策を抜本的に拡充すること。

二、雇用破壊の原因である労働者派遣法を抜本的に改正すること。

労働者派遣は臨時・一時的、専門性の高い

業務に限定し、派遣先正社員との均等待遇を義務付けること。日雇・登録型派遣は禁止すること。偽装請負・違法派遣にはみなし雇用制度を導入すること。

三、最低賃金を全国一律で時給一、〇〇〇円以上に引き上げること。

改正最賃法に基づき生活保護との整合性を図るなど、人間らしい生活ができる水準に最低賃金を全国一律で引き上げること。

四、長時間労働を規制し、過労死のない社会を実現すること。

時間外労働は月四五時間、年間三六〇時間を法的上限とすること。時間外の割増率を五割以上に引き上げること。有給休暇の一〇〇％取得を使用者に義務付けること。

五、賃金・労働条件の均等待遇原則を確立するとともに、有期雇用を制限すること。

パートや派遣など雇用形態や性別に関係なく、同じ仕事を行う労働者の賃金・労働条件はだれでも同じにすること。雇用契約は期間の定めのない正規雇用を原則として、有期雇用を制限すること。

第四六一号 平成二十二年三月十六日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願
請願者 京都府京丹後市丹後町間人三、二
八九ノ一 上谷忠 外三百三十七
名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六二号 平成二十二年三月十六日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願
請願者 仙台市青葉区堤通雨宮町一二ノ一
六 斎藤たい子 外三百三十七名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六三号 平成二十二年三月十六日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願
請願者 東京都品川区八潮五ノ二ノ六ノ
一、〇〇七 加藤まり 外三百四
十名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六四号 平成二十二年三月十六日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町権現堂字順礼
川原五三ノ三 門馬洋 外三百三
十七名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六五号 平成二十二年三月十六日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願
請願者 福岡市城南区別府二ノ一ノ一ノ三
〇一 林昭弘 外三百三十七名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六六号 平成二十二年三月十六日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願
請願者 大阪府高槻市松が丘一ノ一八ノ二
ノ一〇三 小笠原佐都子 外三百
三十七名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六七号 平成二十二年三月十六日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願
請願者 京都市右京区梅津北浦町二五ノ四
佐藤勲 外千二百八十九名
紹介議員 井上 哲士君

細菌性髄膜炎は毎年約六〇〇人もの乳幼児がかかり、初期には発熱以外に特別な症状がみられないため診断も難しく、重篤な状態となつて初めて

分かる病気で、死亡率五％、後遺症の残る率は二〇％と言われている。しかし、原因とされるインフルエンザ菌b型（ヒブ）と肺炎球菌には既にワクチンができ、世界保健機関（WHO）は一九九八年に世界中のすべての国に対して、乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨している。肺炎球菌についても七価ワクチンが七ヶ国で承認され、このワクチンを定期接種化した国々では、細菌性髄膜炎は過去の病となっており、アメリカでは発症率が約一〇〇分の一に激減したと言われている。日本では、ヒブワクチンは二〇〇八年一月に接種できるようになったが、任意接種のため、四回接種で約三万円も掛かり、子育て世代に大きな負担となっている。また、七価ワクチンは二〇〇九年八月に承認されたばかりである。ヒブワクチンと七価ワクチンの公費による定期接種化が実現すれば、細菌性髄膜炎から子供を守ることができる。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、速やかにヒブワクチンと七価ワクチンの公費による定期接種化を行うこと。
二、ヒブワクチンと七価ワクチンの安定供給のための措置を講じること。
三、ヒブワクチン・七価ワクチンについて乳幼児がいる世帯に周知徹底すること。

第四六八号 平成二十二年三月十六日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願
請願者 京都市西京区樫原塚ノ本町二ノ一
一ノ二〇二 下山曜子 外千二百
八十九名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四六九号 平成二十二年三月十六日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願
請願者 栃木県真岡市寺内一、四一八ノ二

高木洋子 外千二百八十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四七〇号 平成二十二年三月十六日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現に関する請願

請願者 東京都清瀬市中清戸四ノ九六六
加藤政子 外千二百九十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四七一号 平成二十二年三月十六日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現に関する請願

請願者 秋田市泉馬場六ノ五 工藤秀子
外千二百八十九名
紹介議員 大門美紀史君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四七二号 平成二十二年三月十六日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現に関する請願

請願者 北九州市小倉南区北方二ノ二四ノ三四 山崎哲夫 外千二百八十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四七三号 平成二十二年三月十六日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現に関する請願

請願者 神戸市中央区布引町三ノ二一ノ一八一九 岡敦子 外千二百八十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四七四号 平成二十二年三月十六日受理

労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 石川県金沢市馬替三ノ一七九 地 野邦子 外三百四十九名
紹介議員 井上 哲士君

派遣労働者の多くは登録型で、低賃金と無権利状態を強いられ、日雇派遣やスポット派遣まで登場し、貧困と格差拡大の大きな原因になっている。派遣労働者が急増し、劣悪な雇用形態が広がった背景には、日経連が一九九五年、大多数の正規労働者を非正規労働者に置き換え、人件費を大幅に削減しようと打ち出した経営戦略に沿って、労働者派遣法が改悪されたことが挙げられる。一九九九年には派遣対象業務を原則自由化し、二〇〇三年には製造業も解禁された。派遣労働者の権利を守り、労働実態を改善することは、緊急の課題である。雇用は直接・常用が国際的ルールであるが、政府・財界は、派遣対象業務の拡大、直接雇用の申込み義務の廃止、派遣期間制限の撤廃など規制緩和をねらっている。

ついては、だれもが人間らしく生き働くことができるルールをつくるため、次の事項について実現を図りたい。

一、派遣労働は、臨時のかつ専門性の高い業務に限定すること。
二、日雇派遣を禁止すること。登録型派遣を禁止すること。
三、派遣受入期間の上限を一年とすること。
四、派遣期間を超えた場合や違法行為があった場合、派遣先が直接雇用したものとみなす規定を作る。

五、派遣先の正社員との均等待遇（賃金、有休、福利厚生など）を義務付けること。
六、法律名を「派遣労働者保護法」に改めること。

第四七五号 平成二十二年三月十六日受理
労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 大分県中津市上宮永三ノ一、〇三四ノ一一 東了介 外三百四十九名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第四七六号 平成二十二年三月十六日受理
労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 沖縄県石垣市大川一八ノ二 吉 田早苗 外三百四十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第四七七号 平成二十二年三月十六日受理
労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 大分県中津市大字是則一、一五二ノ三 木下邦子 外三百五十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第四七八号 平成二十二年三月十六日受理
労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 和歌山県東牟婁郡本町中湊一七 一 中谷裕美 外三百四十九名
紹介議員 大門美紀史君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第四七九号 平成二十二年三月十六日受理
労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 愛媛県東温市見奈良八一四ノ二 宮内芳美 外三百四十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第四八〇号 平成二十二年三月十六日受理
労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 和歌山県橋本市紀見ヶ丘一ノ一三ノ九 泉貞彦 外三百四十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第四九五号 平成二十二年三月十六日受理

大量解雇の中止・撤回、緊急の生活支援と労働者派遣法の抜本改正に関する請願
請願者 東京都江東区東雲二ノ六ノ一九ノ五〇二 宮嶋みゆき 外千八百八十一名
紹介議員 小池 晃君

アメリカの金融危機に端を発した景気悪化の下で、大企業による派遣切り、期間工切りが相次ぎ、大量解雇は正規労働者にも及び始め、突然契約を打ち切られ、寮も追い出された労働者が、路上生活に追い込まれている。企業倒産は六か月連続一、〇〇〇件を超え、就職内定取消しも続出している。大量解雇を進めている大企業はほとんどが減益の見通しというだけで、利益も上げ、株主への配当も減らず、巨額の内部留保を持っている上、法人税ゼロなどの税制の優遇も受けている。労働者を大量解雇しなければならぬ理由はない。現行の労働法制においても、有期雇用の契約途中の解除はやむを得ない事由がなければできないとされており、契約の中途解除、雇止め、雇い止め、一方的な内定取消しなどは許されない。また、一九九〇年代後半からの構造改革によって労働法制の規制緩和や、社会保障改悪を進めてきた政府にも大きな責任がある。大企業に社会的な責任を果たさせるとともに、雇用と暮らしを守る緊急対策が急がれている。

ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、財界、大企業に派遣社員や期間社員の解雇をやめるよう、直ちに行政指導や監督を行うこと。
二、雇用保険六兆円の積立金を活用し、失業した労働者の生活と再就職への支援を行うこと。
三、政府の責任で、取り分け状況が深刻な青年、高齢者、シングルマザーの雇用の場を広げ、住居を確保する抜本対策を採ること。
四、労働者派遣法を、労働者保護法へと抜本的に改正すること。

第五〇〇号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度廃止などに関する請願

請願者 東京都足立区江北三ノ一六ノ一一
ノ一〇一 羽部正一 外五百六十
四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第五〇一号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度廃止などに関する請願

請願者 群馬県高崎市八千代町一ノ六ノ一
七 桑田昭代 外五百六十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第五〇二号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願

請願者 大阪府平野区加美東三ノ八ノ四ノ
九〇五 城之内操 外千二百三十
四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五〇三号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町七ノ七ノ
三 井上精二 外千二百三十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五〇四号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願

請願者 茨城県下妻市下妻丙三三九ノ八
平間美恵 外千二百三十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五〇五号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠町見晴五ノ五ノ一
八 森田道雄 外千二百三十四名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五〇六号 平成二十二年三月十八日受理
パーキンソン病患者・家族の療養生活の質的向上
に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市田島町三ノ一六
ノ六 長谷川更正 外二千二百二十
一名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第五〇七号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・
国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ五ノ九〇
一 鎌田聖子 外千三百八十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第五〇八号 平成二十二年三月十八日受理
最低保障年金制度実現に関する請願

請願者 東京都足立区西伊興一ノ八ノ二七
上村良澄 外二十四名

紹介議員 小池 晃君
医療保険の改悪が横行され、年金切下げ大増税
と、高齢者・庶民を苦しめ、更なる医療・年金・
生活保護などの改革で追い打ちを掛けようとして
いる。構造改革は、一握りの大企業・大金持ちを
太らせ、労働者・年金者を始め、中小零細企業・
業者・農民など国民大多数を苦しめる格差を増大
させた。国民年金の不正免除事件は、異常な手法
を使っても保険料未納問題の解決ができないこと
を示したものである。このままの年金制度では、
国民は安心して老後を迎えることができない。国
連も日本に最低年金のないことを指摘し、改善を
勧告している。すべての国民に老後の生活を保障

する年金制度が求められている。軍事費や無駄な
公共事業費を減らし、大企業や大金持ち優遇税制
を改めて財源をつくり、消費税によらない最低保
障年金制度の創設を求める。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、最低保障年金制度をつくること。

第五〇九号 平成二十二年三月十八日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医
療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 京都府城陽市富野北垣内七ノ三九
藤本規 外九百九十六名

紹介議員 市田 忠義君
後期高齢者医療制度は(一)保険料負担のなかつ
た扶養家族を含めて、七五歳以上のすべての高齢
者から保険料を徴収する(二)月額一万五、〇〇〇
円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きす
る(三)保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で
医療費全額を負担させる(四)七五歳以上を対象に
した別建ての診療報酬(医療保険から支払われる
医療費)を設定し、高齢者に差別医療を強いるも
のである。さらに、六五・七四歳の国保料を年金
から天引きし、七〇・七四歳の窓口負担を一分割
から二割へ引き上げようとしている。既に二〇〇六
年一〇月より、長期入院患者への食費・居住費の
負担増、現役並み所得者の二割から三割負担への
引上げが実施された。年齢のみで差別するような
医療制度は世界に例を見ず、憲法に保障された生
存権、基本的人権、人としての尊厳を踏みにじる
ものである。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、後期高齢者医療制度は、中止・撤回するこ
と。

二、七〇・七四歳の窓口負担の二割への引上げを
やめること。

三、医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国
民が安心して医療を受けられるようにするこ
と。

第五一〇号 平成二十二年三月十八日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医
療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 山梨県中央市東花輪二〇〇ノ二ノ
Aノ二 佐藤未来 外九百九十七
名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五一一号 平成二十二年三月十八日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医
療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 青森市新城市平岡一四六ノ六四 松
木晃司 外九百九十六名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五一二号 平成二十二年三月十八日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医
療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 福岡県飯塚市椋本三九五ノ二 高
良久子 外千二百五十九名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五一三号 平成二十二年三月十八日受理
後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する
請願

請願者 京都市上京区風呂屋町六二 岩田
加代子 外三百五十四名

紹介議員 市田 忠義君
七五歳以上を対象にした後期高齢者医療制度
は、医療費削減を目的にしたもので、高齢者に過
酷な負担を押し付け、医療内容を制限するものと
なっている。具体的には(一)七五歳以上の高齢者
を国保や健保から追い出し、すべての高齢者から
保険料(平均月額六、二〇〇円、厚労省試算)を取

り立てる(二)受けられる医療を制限し差別する別建て診療報酬を設ける(三)保険料は年金から天引きする(四)保険料を払えない人からは保険証を取り上げ、医療を受けられなくなるなどである。導入後、三五都府県医師会が反対や見直しを表明し、六五五の地方議会で中止や見直し決議が上がつている。保険料を一部軽減する見直し策を行ったが、保険料が軽減される人は、対象者の五%程度であり、同一収入世帯なのに保険料負担の格差が拡大する事例等、新たな矛盾も出ている。高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきである。このことはヨーロッパでは常識であり、高齢者を別扱いにして高負担と差別医療を押し付けている国はどこにもない。

については、次の事項について実現を図られたい。
一、後期高齢者医療制度については、廃止すること。

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、介護保険法施行法の一部を改正する法律案

介護保険法施行法の一部を改正する法律案

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)

の一部を次のように改正する。
第十三条第三項中「施行日から起算して十年間に限り」を「当分の間」に改め、同条第五項中「平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十二年四月九日印刷

平成二十二年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局